

福津市まちづくり計画

福津市ユニバーサルデザイン計画

平成19年3月
福 津 市

福津市まちづくり計画

福津市ユニバーサルデザイン計画

平成19年3月
福 津 市



R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています

1 ユニバーサルデザイン計画策定の考え方

1-1. ユニバーサルデザインとは	1
1-2. 福津市ユニバーサルデザイン計画の目的	4
1-3. 計画の位置づけと策定体制	5
1-4. 計画策定の視点	7

2 ユニバーサルデザイン計画

2-1. ユニバーサルデザイン計画の理念と方針	10
2-2. ユニバーサルデザイン計画の関連施策と事業	12
2-3. ユニバーサルデザイン計画の対象	14
2-4. ユニバーサルデザイン計画の推進基準	15
2-5. 市民、事業者、行政みんなの役割	40

3 ユニバーサルデザイン計画の重点整備地区

(移動等円滑化基本構想〈バリアフリー新法〉)	
3-1. 重点整備地区の設定	42
3-2. JR東福岡駅周辺地区の整備計画	44
3-3. JR福岡駅周辺地区の整備計画	52
3-4. 整備計画の推進	61

4 重点整備地区以外での整備について

4-1. 重点整備地区以外での整備に向けた整理	63
4-2. 主な施設などの現況と課題	64

5 参考資料

5-1. 用語解説	70
5-2. 福津市の現況	73
5-3. 計画づくりの経過	78

1 ユニバーサルデザイン計画策定の考え方

■ 1-1. ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは？

ユニバーサルデザインは、障害をもつアメリカ人建築家のロン・メイスさんが考えたもので、1990年代から広く使われはじめた考え方です。

ユニバーサルデザインの意味は、「すべての人のためのデザイン」で、年齢、性別、体の大きさ、障害の有無などに関係なく、「まち」や「もの」などを「はじめからできるだけ多くの人が利用しやすいように考えて」つくることです。

ユニバーサルデザインは、どんなところに必要なのか？

ユニバーサルデザインの考え方は、人が生活をする上でいろいろなことに必要です。たとえば、建物や道路、公園などのまちづくり、そして、日用品などの物、情報やサービスなどです。

どのように、つくるのか？

ユニバーサルデザインは、みんなが使いやすいデザインをつくることです。まず、みんなが使いやすいデザインに少しでも近づけるために、いろいろな人に意見を聴いてデザインに工夫を重ねることを続ける必要があります。実際には、1つの完全なデザインをつくるのは簡単ではありません。そこで、1つだけではなくて、選んで使えるように、いくつかのデザインを用意しておくことも大切です。

また、1人ひとりがユニバーサルデザインについて理解し、やさしさをもって身のまわりのできることから始めることも大切です。

ユニバーサルデザインの7原則

～ロン・メイスさんの7原則～

1 誰にでも公平に使用できること

特別扱いすることなく、同じ手段・方法で利用できる

■事例

- 自動ドア(右写真)
- 玄関の手前にスロープと階段のどちらも付ける
- 平らにつくられた歩道と公園



2 使う上で柔軟な対応ができること

使い方を選べ、自分のペースで使える

■事例

- 広い受け皿があるコインの投入口(右写真)
- 左右どちらでも使えるハサミ
- 高さを調節できるイス



3 簡単に直感的に分かる使用方法と なっていること

簡単に分かるように工夫している

■事例

- プリペイドカードの差し込む方向を知らせる切り込み(右写真)
- シャンプーとリンスを区別するための容器の工夫
- 絵を使った説明や解説



4 必要な情報がすぐに理解できること

目や耳などに、いろいろな方法で情報を伝える

■事例

- 絵文字(ピクトグラム)を使ったトイレの表示(右写真)
- 駅や空港などでの音声や看板でのお知らせ

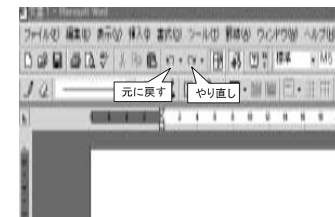


5 うっかり間違いや危険につながらない デザインであること

危険やミスを最小限にする

■事例

- 誤りを簡単に直すことができるパソコンの操作(右図)
- 地下鉄などのホームにある電車が到着した時だけ開くドア



6 無理な姿勢や強い力なしで 楽に使用できること

体の負担を少なくできる

■事例

- ドアのレバーハンドル(右写真)
- さわるだけで点灯する照明
- 低床バスやノンステップバス



7 接近して使えるような 高さ・空間となっていること

体の大きさなどに関係なく利用できる

■事例

- 高さの違う公衆電話(右写真)
- 床置き式の男性用小便器



1-2. 福津市ユニバーサルデザイン計画の目的

計画の主旨

これまで、施設や道路などをつくる時は、高齢者や障害者でも利用できるように「バリアフリー化（段差などをなくす）」という特別な対策が中心でした。しかしながら、特定の人への特別な対策であるバリアフリー化では、一部の人には全く利用価値が無いものもあるため、最初からもっと多くの人を対象にしたユニバーサルデザインという考え方が新たに考えられました。

そこで、とくに福津市では、施設改修などを行う時は高齢者や障害者だけを考えたバリアフリー化だけではなく、子どもから妊産婦なども含めて、はじめからより多くの人が活動できるように、ユニバーサルデザインに気をつけます。また、お金や時間をかけずに実行できる、他人を思いやるやさしさを広める「心のユニバーサルデザイン」についても進めていきます。

以上のことを、しっかりと進めるために「福津市ユニバーサルデザイン計画」をつくります。

計画の点検、評価、見直し

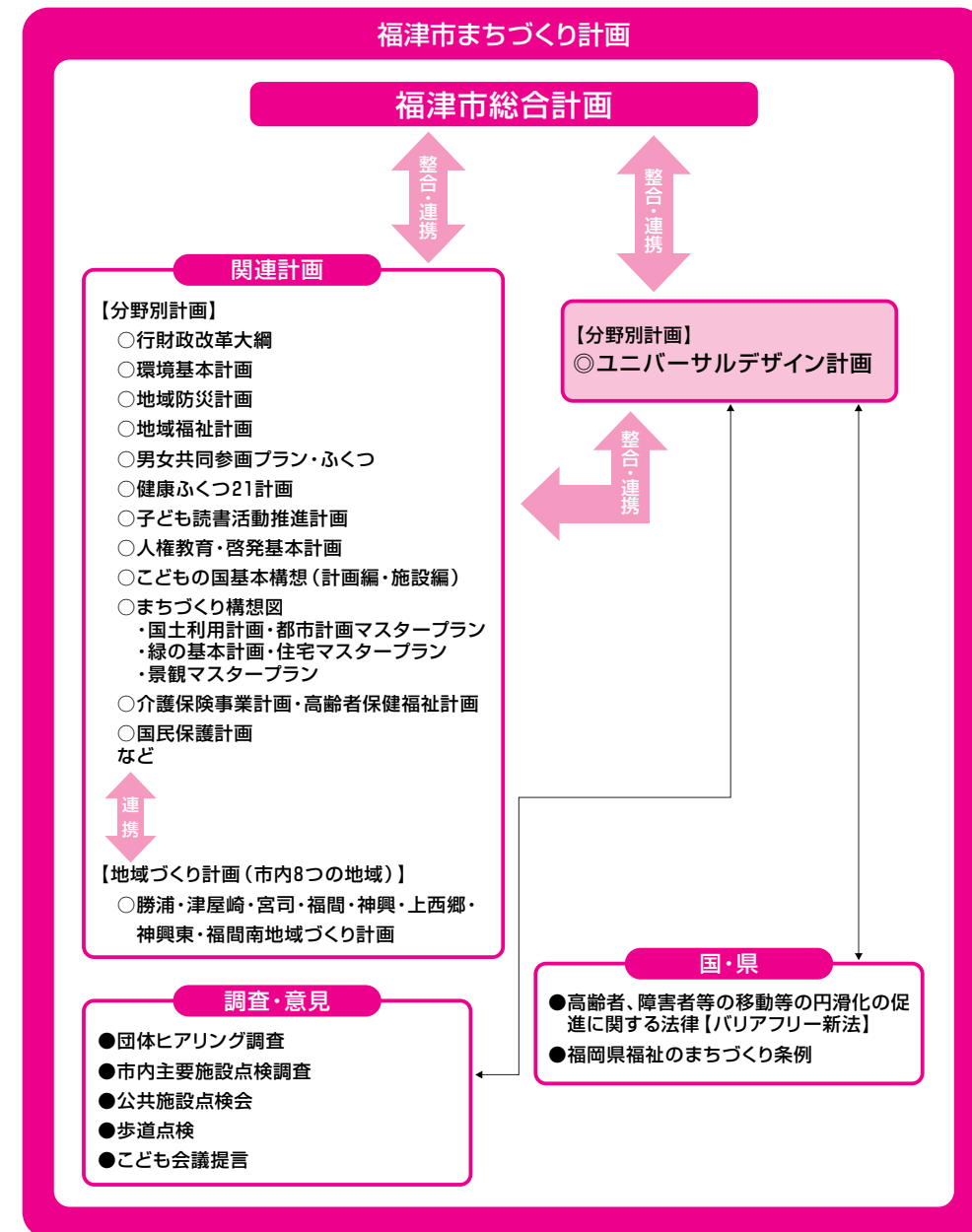
ユニバーサルデザイン計画は、その対象が広いのでとても時間がかかる取組みです。

そこで、特に計画期間は定めない長期的な計画として、総合計画やその他の分野別計画と並行してユニバーサルデザイン計画を進めます。

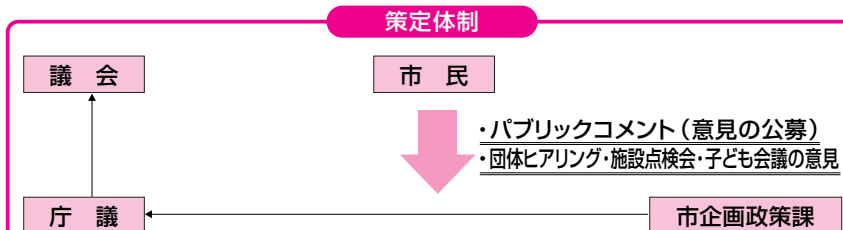
また、ユニバーサルデザイン計画をきちんと実行していくために、5年ごとに計画の進み方を点検して評価します。ここで表れた結果は、次の事業を行う時の参考にしていきます。

なお、社会の変化やユニバーサルデザインの新しい考え方が生まれた時などには、計画の再検討や修正を行います。

1-3. 計画の位置づけと策定体制



策定体制



1-4.計画策定の視点

これからのまちづくりは、

- 高齢者も若者も、障害のある人もない人も、女性も男性もすべての人が、地域での活動などに参加して、ともに喜びを分かちあい、支えあって生活できるまち

をめざすべきであると福津市では考えています。

そして、この目標に近づけるためには、ユニバーサルデザインの考え方をしっかりと福津市に広めることが重要であると考えています。

そこで、福津市独自のユニバーサルデザイン計画をつくるために、次のような4つの視点で検討を進めました。

視点1 いろいろな人のことを考えた計画づくり ～みんなの意見を計画に活かす～

ユニバーサルデザインの考え方を施設や道路に活かす時には「施設の利用のしやすさ」と「移動のしやすさ」を考える必要があります。これまでは、「身長」や「車いすの大きさ」、「スロープの傾斜角度」などで判断していました。

しかし、この計画は、子どもから高齢者まですべての人が入りますから、「ベビーカーを押す人」や「子どものおむつを交換する人」などからの意見が必要です。また、高齢者や障害者などの状況は「自分で動ける人」、「介助がいる人」、「家で寝たきりの人」、「車いすを利用する人」、「目に障害がある人」、「耳に障害がある人」などそれぞれ違いますから、こうした人たちの意見も必要です。

そこで、「施設の利用」や「人の移動」について、いろいろな人から意見を聴きます。

視点2 現状と将来像を見据えた計画づくり ～選択性、柔軟性のあるまちをつくる～

福津市では、今後、市民と一緒に地域の状況にあわせて「まちづくり構想図」をつくるために「都市計画マスタープラン」や「住宅マスタープラン」などをつくりあげます。

すべての人にとって安全で快適なまちをつくるためのユニバーサルデザイン計画は「まちづくり構想図」の基本ともなるため、都市計画のことについても考える必要があります。

また、ユニバーサルデザインは、1つのデザイン(方法、手段)ですべての市民に対応するものでなければならないということはありません。それよりも、1人ひとりが自分の状況に応じて、必要なデザインを選択できるような選択性、柔軟性があることが重要です。

そこで、将来の福津市の都市構造を見据えて、幅広い対応を可能にする計画とします。

視点3 すでにあるものを活用した効率的な計画づくり ～「今あるもの」を活用する～

「健康福祉総合センター(ふくとぴあ)」や「宮司コミュニティセンター」に見られるように、最近ではいろいろな人の利用を考えた施設が建てられています。

これまでに、つくられた施設などを県の「福祉のまちづくり条例」を参考に点検して評価を行い、改善すべきことの検討を行います。

また、これから予定されている区画整理事業や大規模な道路改良事業などの新しい事業には、これまでに得られたことを活かして、効率的にユニバーサルデザインを進めて行きます。「今あるもの」にめざめ、「これからつくるもの」に受け継いで、どちらも活かされる計画とします。

視点4 施設や道路だけでなく、みんなが実行できる計画づくり ～多くの人が利用する場所の整備と誰でもできることから始める～

ユニバーサルデザイン計画は、その対象(もの、人)が非常に広いので、これから長い期間、継続して実行していく必要があります。

まずは、市内の施設や道路などのユニバーサルデザインによるまちづくりを進める中核整備として、特に人口が集中していて、多くの人が利用する地区のうちJR東福岡駅とJR福岡駅周辺地区を重点整備地区として整備します。これにより、できるだけ多くの人にその効果を広めることができます。

また、市全体としては施設や道路の新築・改修などを行う時には、忘れずにユニバーサルデザインのことを検討するための手引書になる内容とします。

さらに、施設の整備だけではなく、市民がお互いに助けあったり、施設や道路を利用しにくくする違法駐車・駐輪などを無くしていくことといった人の心がけについてもユニバーサルデザインによるまちづくりには欠かせません。

そこで「心のユニバーサルデザイン」についても、その推進基準を整理し、市民、事業者、行政が共通の考え方で、すぐに実行できる計画とします。

■2-1. ユニバーサルデザイン計画の理念と方針

ユニバーサルデザイン計画は、総合計画を実現していくための重要な計画の1つです。なぜなら、ユニバーサルデザインは、人生を楽しく生きるために欠かせない考え方で、改善したこと、工夫したことなどが、直接自分たちに「住みよさ」、「使いやすさ」としてはね返ってくるからです。

はじめから、より多くの人が安全で快適に生活できるよう、学び、考え、工夫し、聴き、伝え、実行するための手引書になるのが、このユニバーサルデザイン計画です。

この計画をきちんと実行するためには、施設や道路などの整備だけではなく、福津市をより良くしようとする市民、事業者、行政の熱意と行動が必要です。また、さらに重要になるのは、すべての人が、人を気づかう心（やさしさ）を持つことです。

そこで、「心のユニバーサルデザイン」にめざめ、やさしさにあふれた、まちづくりを進めることが大切であると考え、ユニバーサルデザイン計画の基本理念を次のように定めます。

基本理念

やさしさにめざめ、やさしさにあふれるまち。福津。

この基本理念の実現のために、ユニバーサルデザイン計画の基本方針を次のように定めます。

基本方針

①

すべての人が暮らしやすい空間づくり

子どもを生み、育てやすい環境づくりや、高齢者や障害者にやさしいまちづくりだけではなく、すべての人が住まいから街へ出かけ、街から住まいに戻る間に、安全で快適に過ごせるように、暮らしやすい空間づくりに向けて努力します。

基本方針

②

**すべての人がやさしい心を持ち
やさしさを広めるまちづくり**

ユニバーサルデザインを忘れずに施設をつくるだけではなく、人の手助け、気づかい、思いやりのある行動や、ちょっとした工夫なども、すべての人が安全で快適に生活できる環境づくりを進めるのに重要なことです。

ユニバーサルデザイン計画を進めていくために、1人でも多くの市民がやさしい心を持って、ユニバーサルデザインについて理解し、広め、行動することができるように努力します。

③

**すべての人にとって情報、案内
などが分かりやすいまちづくり**

まちの案内表示や出版物など、これまでの情報提供は、成人一般を対象にしたものが大半で、高齢者や障害者、子ども、外国人などへの気づかいが十分とは言えませんでした。

今後は、すべての人が施設を安心して利用でき、楽しむことができるように、分かりやすく親しみのある情報提供を進めることが重要です。

また、ユニバーサルデザインによるまちづくりの状況や情報を、市広報や市公式ホームページなどで伝えながら、ユニバーサルデザインの考え方を広められるように努力します。

④

**行政と市民、事業者が共働で
すすめるまちづくり**

市の財政状況を考えれば、今ある施設を活かして、施設ごとの役割や改善箇所などをきちんと把握しながら、有効活用していくことが重要です。

そこで、常に、最小限の投資で最大の効果があがるような事業計画を市民、事業者とともに考え、まちづくりを進めます。

2-2. ユニバーサルデザイン計画の関連施策と事業

ユニバーサルデザインは市の施策だけでも多くの分野に関係があります。具体的に取組む必要性が高いと考えられる施策と事業（取組み）について、その主なものを基本方針に沿って整理します。

●施策

道路・交通体系の整備

●事業（取組み）

- ◆道路（都市計画道路、県道、生活道路）整備
→この計画の「道路の推進基準」に注意して行う
- ◆JＲ福岡駅駅舎・駅前広場整備
→この計画の「交通施設の推進基準」に注意して行う
- ◆福岡駅前線の電線地中化
→特に歩行者や自動車などの交通量が多い地域について歩道の幅を広くするために行う
- ◆低床（ノンステップ）化したコミュニティバスの導入
→市が運行するバスについて、乗り降りがしやすいように工夫されたバスが導入できるように努力する

住環境の整備

- ◆福岡駅東地区土地区画整理
→この計画の「建築物・道路・公園・住宅開発団地の推進基準」に注意して行う

交通安全・防犯の推進

- ◆交通安全施設整備
→特に必要な場所については、関係機関に働きかけて、音声付き信号機や高齢者等感应式信号機、道路標識・表示などを付けられるよう努力する
- ◆街路灯、防犯灯整備
→優先順位を決めて、整備する
- ◆公民館類似施設の新築・増改築に対する補助制度の推進
→コミュニティ（地域）活動の拠点となる公民館に類似する施設の新築・増改築の際に、施設のユニバーサルデザイン化を条件に市が費用の一部を補助する

コミュニティづくりの推進

●施策

ユニバーサルデザインの推進

●事業（取組み）

- ◆ユニバーサルデザイン要綱や条例の整備
→ユニバーサルデザインを推進する体制や役割などを明確にするために整備できるように努力する

生涯学習の推進

- ◆まちづくり講座（出前編）
→ユニバーサルデザインについて直接、市民に伝えて、理解したことを広めてもらえるように継続する

学校教育の充実

- ◆ユニバーサルデザイン学習
→小中学校に市の職員が出向いて説明を行うといった学習機会をつくり、子どもの頃からユニバーサルデザインの考え方に慣れてもらえるように働きかける

●施策

情報公開の推進

●事業（取組み）

- ◆広報ふくつ・公式ホームページの改善、充実
→この計画の「心のユニバーサルデザインの推進基準」に基づいて改善、充実に継続する

道路・交通体系の整備

- ◆サイン（案内看板など）整備
→まちの中（道路や施設）のサイン（案内看板など）を分かりやすくするために計画的に整備する

●施策

公園の整備

●事業（取組み）

- ◆公園リフレッシュ
→計画段階から市民とともにワークショップなどを行い、この計画の「公園の推進基準」に注意して行う

歴史・文化財の保存と活用

- ◆古い街並み保存・活用事業
→計画段階から市民とともにワークショップなどを行い、できる限りこの計画の「建築物・道路の推進基準」に注意して行う

コミュニティづくりの推進

- ◆地域コミュニティ活動拠点の整備
→既にある施設を活用した拠点整備などを行う場合には、計画段階から市民とともにワークショップなどを行って多くの意見を集めるとともに、この計画の「建築物の推進基準」に注意して行う

ユニバーサルデザインの推進

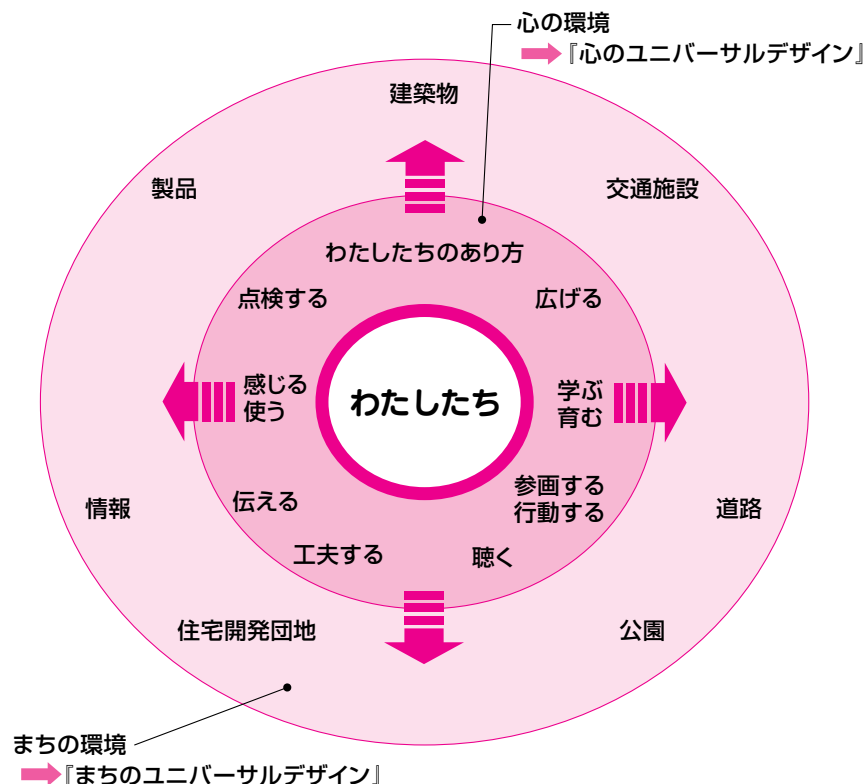
- ◆バリアフリー新法認定建築物の促進
→市や事業者が新たに建物をつくる時には、バリアフリー新法により認定を受けることで、税制優遇や補助制度などがあることを広める
- ◆福岡県福祉のまちづくり条例適合施設の促進
→市や事業者が新たに建物をつくる時（増改築も含む）には、県の福祉のまちづくり条例による適合証の交付が受けられるような計画になるように働きかける
- ◆市民や事業者への支援制度
→市役所内に、ユニバーサルデザインについて、相談を受けることができる総合的な窓口ができるように努力する

2-3. ユニバーサルデザイン計画の対象

ユニバーサルデザイン計画は、まちを構成する、「建築物」「交通施設」「道路」「公園」などの『まちの環境(まちのユニバーサルデザイン)』だけではなく、そこに住む人や施設を利用する人の心の持ち方や暮らしなどの『心の環境(心のユニバーサルデザイン)』も対象とします。

下図に示すとおり、対象の中心は、私たちであることから、市民1人ひとりの心がけや行動が、福津市ユニバーサルデザイン計画のはじまりとなります。

●ユニバーサルデザインのまちづくりの対象範囲



2-4. ユニバーサルデザイン計画の推進基準

ユニバーサルデザイン計画の基本的な考え方を具体化するために、その推進の目安となる基準を「心のユニバーサルデザイン」、「まちのユニバーサルデザイン」として定めます。

(1) 心のユニバーサルデザイン

基本的な考え方

「心のユニバーサルデザイン」は、1人ひとりの心がけ1つで、いつでも、どこでも、誰にでも、できる素晴らしい取り組みです。

また、「心のユニバーサルデザイン」の広がりとは、「まちのユニバーサルデザイン」の充実にもつながります。

市全体に「心のユニバーサルデザイン」を広め、市民、事業者、行政が共通の考え方に立って、それぞれできることから行動していくことが大切です。

推進基準

●項目	●気をつけること
広げる	◆「広報ふくつ」、「市公式ホームページ」などさまざまな情報を使って、考え方や具体例を紹介するなど、市民の理解を深める。 ◆まちづくり講座（出前編）などによりユニバーサルデザインの考え方を広める。
学ぶ・育む	◆学校教育にユニバーサルデザインに関する学習を取り入れる。 ◆1人ひとりがユニバーサルデザインの必要性について学ぶ。 ◆高齢者や障害者などさまざまな人との交流を通じて、それぞれの個性を理解する心、思いやりの心を育む。 ◆ユニバーサルデザインに関する情報などの収集については継続的に進める。 ◆各地域の団体やボランティア団体などと連携し、人材育成や活動を支援する。

●項目	●気をつけること
参画する・行動する	◆1人ひとりが、意識して身の回りのできることから取組む。 ◆まちづくり会議やワークショップなどに積極的に参加して意見を伝える。 ◆公共エリア環境づくり事業（アダプトプログラム）などで、地域や職場で住みよいまちづくりに向けて行動する。
聴く	◆さまざまな利用者の存在に気づき、望まれていることの把握に努める。 ◆市の取組みに対しては、市民の意見や専門家の助言などを積極的に聴く。 ◆ユニバーサルデザインに関する総合窓口をつくる。
工夫する	◆行政サービスでは、きめ細やかな対応や的確な資料の提供、分かりやすい案内表示など、窓口や庁舎設備について改善を進める。 ◆市で使用する封筒については、すべての人に分かるように文字の大きさ、レイアウト、配色などに気をつける。 ◆商店や銀行などのサービス関連事業者への意識啓発や情報提供に努める。

●項目	●気をつけること
伝える	◆行政情報の提供にあたっては、大きな文字の使用や分かりやすい語句の使用、外国語表記などを進める。 ◆ホームページは、すべての人がアクセスしやすく、見やすく、分かりやすいものとする。 ◆弱視の人については、情報の表示面を大きくしたり、文字などとの背景の明暗の差を大きくする。 ◆視覚障害者用ブロックの他に、触知図や音声案内、点字による案内などを充実させる。 ◆通行量の多い交差点は、必要に応じて音声付き信号機とする。 ◆視覚情報や文字情報を充実させる。 ◆読みやすさや文字などのわかりやすさに十分気をつける。 ◆日本語による言語情報のうち、重要なものについては英文やローマ字をあわせて記入する。 ◆絵文字（ピクトグラム）による表現を取り入れる。 ◆難しい文字や表現はできるだけ使わない。 ◆子どもの目線の高さに合わせる。
感じる・使う	◆市の施設では、積極的にユニバーサルデザイン製品を利用する。 ◆ユニバーサルデザイン製品に関する情報提供に努め、利用を進める。
点検する	◆ユニバーサルデザインの推進にあたっては、推進基準とともに評価基準をつくり、常により良いものに向け、評価、点検する。

(2) まちのユニバーサルデザイン

基本的な考え方

すべての人が、それぞれの状況に応じた方法で、より多くの施設を快適に利用できるように「まちのユニバーサルデザイン」を進めていきます。

特に、今後、新たにつくるものや大きな改修を行うものについては、積極的にこの基準を取り入れるとともに、「安全性」、「連続性」、「選択性」、「快適性」、「経済性」の5つの視点に十分に気を配りながら整備を進めていくことが大切です。

ア 建築物

推進基準

●項目

出入口

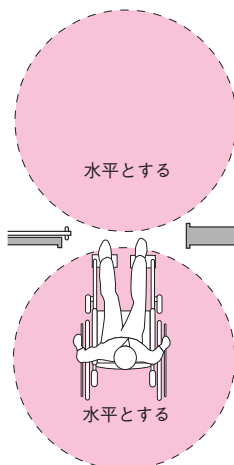
●気をつけること

- ◆出入口は、十分な幅をとる。
- ◆出入口の戸は、自動ドアか車いす使用者などが簡単に通過できるものにする。
- ◆出入口には、車いす使用者などの通過に支障となる段差はつくらない。
- ◆出入口の戸の前後には、車いす使用者などが回転できるよう、十分な広さの水平な場所をつくる。
- ◆自動ドアは、車いす使用者などの通行のために、すみやかに開くものとし、ドアの開放時間についても気をつける。
- ◆出入口には、必要に応じて音声誘導装置などを付ける。

●イメージ図等



自動ドアで入りやすい出入口



出入口の戸の前後の水平部

●項目

●気をつけること

- ◆玄関マットは埋め込み式とする。
- ◆戸の開き勝手方向には、十分なスペースをとる。
- ◆戸には、安全ガラス窓を付ける。
- ◆戸の取っ手は、高齢者や障害者などが使いやすい形を選び、高さに気をつける。
- ◆玄関付近には、建物概要を示す案内図などを通行の支障にならない、分かりやすい位置に表示する。
- ◆玄関に受付がない場合は、モニター付きインターホンを付ける。
- ◆履き替えがある施設では、履き替えがスムーズになるように、イスなどを常に備えておく。
- ◆無色透明のガラスドアなどには、衝突防止のため、目の高さの位置に目印を入れる。

●イメージ図等



戸の開き勝手方向にスペースがないと車いす使用者が寄り付きにくくなる。

戸の開き勝手方向のスペース



車いすでは、ちょっとした段差でも乗り越えにくいものです。困っている人がいたら、声をかけましょう！



玄関マットが、視覚障害者用ブロックの上にかかっていませんか？ちょっとした気づかいでみんなが利用しやすくなります！

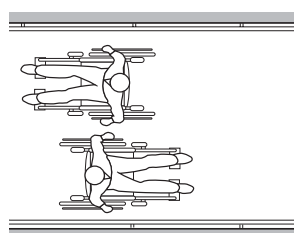
●項目

●気をつけること

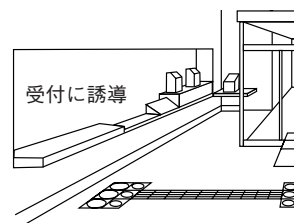
廊下・通路

- ◆廊下、通路は滑りにくい素材を使用する。
- ◆廊下、通路は、十分な幅をとる。
- ◆廊下、通路の末端付近には、車いす使用者などが回転できるスペースをつくる。
- ◆廊下、通路に高低差がある場合は、スロープなどを付ける。
- ◆出入口やエレベーター付近の廊下、通路には水平な場所をつくる。
- ◆建物出入口や受付などを結ぶ廊下、通路には、視覚障害者用ブロックや音声誘導装置を付ける。
- ◆建物出入口やエレベーター出入口の周囲には、車いす使用者などが回転できるスペースをつくる。
- ◆壁面には、突出物をつくらない。
- ◆曲がり角では、隅切りや面取りを行う。
- ◆ベンチなどの休憩設備をつくる時は、つくる場所に注意する。
- ◆受付カウンターや公衆電話は、分かりやすい場所にする。

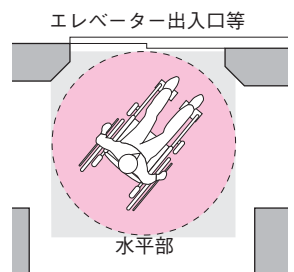
●イメージ図等



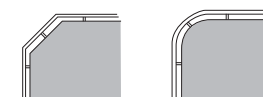
車いすどうしのすれ違い



受付等までの誘導



エレベーター出入口前の水平部



曲がり角の隅切りや面取り



荷物や棚が、廊下を狭くしていませんか？

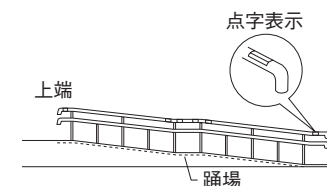
●項目

●気をつけること

スロープ

- ◆スロープは、十分な幅をとる。
- ◆スロープには手すりを付ける。
- ◆スロープは、滑りにくい素材を使用する。
- ◆スロープは、周囲の色と明暗の差を大きくして、目立つ工夫をする。
- ◆車いす使用者などが通行しやすい、こう配にして踊場をつくる。
- ◆スロープ上端付近の廊下、通路や踊場には、注意喚起用ブロックを付ける。
- ◆スロープが交差する所や接続する所には、十分な幅の踊場をつくる。

●イメージ図等



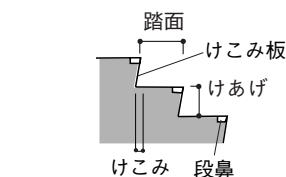
スロープ上端と踊場



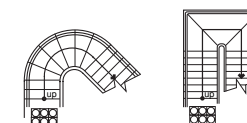
注意喚起用ブロックの敷設

階段

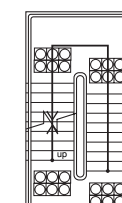
- ◆階段には、両側に手すりを付ける。
- ◆階段は、滑りにくい素材を使用する。
- ◆階段は、十分な幅をとる。
- ◆階段のけあげ、踏面、けこみは、上り下りがしやすい大きさにする。
- ◆回り階段にはしない。
- ◆踏面とけあげは、色の明暗の差を大きくして、目立つ工夫をする。
- ◆階段の上下付近の廊下、通路や踊場には、注意喚起用ブロックを付ける。
- ◆けこみ板は必ずつくり、段鼻は突き出さないようにする。



各部の名称



回り階段の例



注意喚起用ブロックの敷設

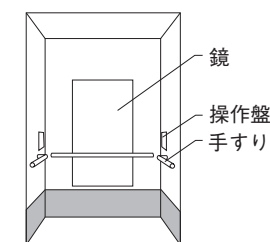
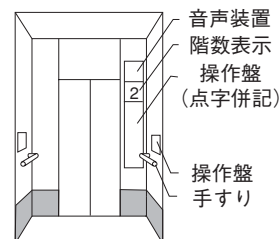
●項目

●気をつけること

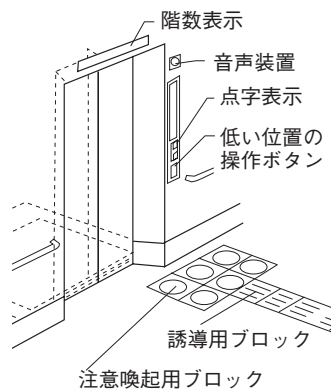
エレベーター

- ◆エレベーターのかごでは、車いす使用者などの回転に支障のない広さ、形にする。
- ◆かご内には、表示装置や音声装置を付ける。
- ◆かごの出入口は、十分な幅をとる。
- ◆ドアの開放時間についても気をつける。
- ◆かご内と乗降ロビーには、車いす使用者や視覚障害者などが使用しやすい操作盤を付ける。
- ◆乗降ロビーは、十分な幅や奥行きをとって、音声装置を付ける。
- ◆かごの両面、正面壁に手すりを付ける。
- ◆緊急呼び出しボタン、インターホンなど車いす使用者などの手の届く範囲に付ける。
- ◆必要に応じて、車いす当たりを付ける。
- ◆かごの内部の様子が分かるように、ガラス窓を付ける。
- ◆行き先ボタンは、押した感覚が分かるようにする。

●イメージ図等



エレベーターのかご内



エレベーターの乗降ロビー

●項目

●気をつけること

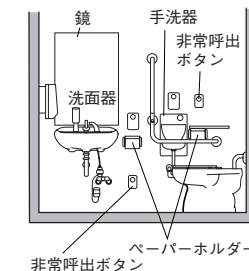
トイレ

(福祉型(多目的)トイレ)

※福祉型(多目的)トイレは、福岡県福祉のまちづくり条例の「福祉型便房」と同じ

- ◆福祉型(多目的)トイレの出入口は、十分な幅をとる。
- ◆便器や手すり、洗浄装置などは、車いす使用者などのことを考えて利用しやすいように付ける。
- ◆福祉型(多目的)トイレであることを、絵文字(ピクトグラム)を使用して分かりやすく表示する。
- ◆ベビーシートやベビーチェアを付ける。
- ◆建物内に、福祉型(多目的)トイレの位置を分かりやすく誘導する表示を行う。
- ◆戸は、車いす使用者などがスムーズに出入できるものにする。
- ◆便座は、腰掛便座とする。
- ◆便座の高さは、車いすの座面と同じ程度の高さにする。
- ◆便器の位置は、車いす使用者などが回転、側面移動ができるように、前、左右に十分なスペースがとれる位置にする。
- ◆ドアの施錠方式は、非常の場合にも簡単に開閉できるものにする。
- ◆手動式ドアの場合は、吊り戸引き戸とし、取っ手はレバーか棒状にする。
- ◆手洗器、洗面台、鏡の使い方や取付位置、高さは、車いす使用者などが利用しやすいように気をつける。

●イメージ図等



福祉型トイレ



分かりやすい案内表示



常に、清潔でありたいのがトイレです！
次の人が気持ちよく使えるようにマナーを守りましょう！

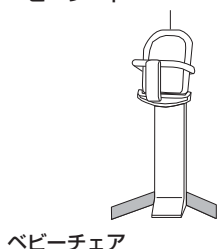
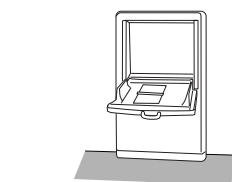
●項目

●気をつけること

●イメージ図等

トイレ

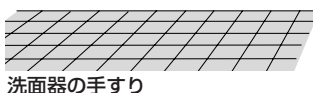
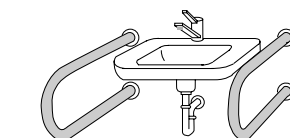
- ◆ペーパーホルダーは、利用しやすい位置に2か所付ける。
- ◆トイレは、ぬれても滑りにくい素材を使用する。
- ◆非常呼び出し装置を付ける場合は、便座に腰掛けた状態で手の届く位置にする。
- ◆手荷物を置く棚やフックを付ける。



福祉型（多目的）トイレは、いつでもだれでも使えるようになっていますか？物が置かれていたり、鍵がかかっていませんか？

（一般トイレ）

- ◆トイレの出入口は、十分な幅をとる。
- ◆戸は、高齢者や障害者などがスムーズに出入りできるものにする。
- ◆腰掛便座、手すりなどを利用しやすい位置に付ける。
- ◆手荷物を置く棚やフックを付ける。
- ◆洗面台には、手すりを付ける。



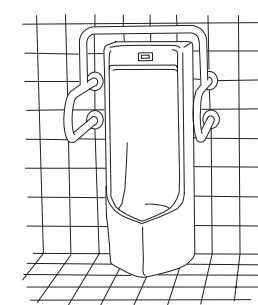
●項目

●気をつけること

●イメージ図等

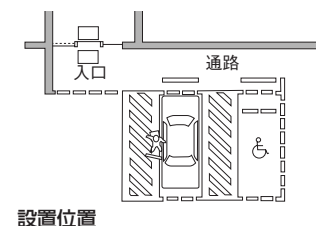
トイレ

- ◆男性用小便器のトイレがある場合は、床置きとし、手すりを付ける。
- ◆女性用トイレの中にも、幼児用の床置き小便器を付ける。
- ◆ベビーシートやベビーチェアを付ける。



駐車場

- ◆駐車場をつくる場合は、身障者用駐車スペースを建物出入口などにできるだけ近い位置とし、十分なスペースをとる。
- ◆身障者用駐車スペースと建物出入口との間に屋根を付ける。
- ◆身障者用駐車スペースであることを、分かりやすい方法で表示する。
- ◆身障者用駐車スペースは、水平な場所につくる。
- ◆身障者用駐車スペースから建物出入口などへの通路は、敷地内通路との場合と同じである。
- ◆一般駐車スペースも、できる限り十分なスペースをとる。



車いすマークのある駐車スペースは、車いす使用者などが優先的に利用する駐車場です！



駐車スペースが十分でないと、車いすを使用する人は1人で乗り降りできません！使う人の立場に立って駐車しましょう！

●項目

●気をつけること

敷地内通路

- ◆敷地内通路は、滑りにくい素材を使用する。
- ◆駐車場と建物出入口とを結ぶ通路は、十分な幅をとる。
- ◆高低差がある場合は、スロープなどを付ける。
- ◆駐車場と建物出入口とを結ぶ通路には、視覚障害者用ブロックや音声誘導装置を付ける。
- ◆道路に接する部分やスロープ上端付近には、注意喚起用ブロックを付ける。
- ◆敷地内通路に置く排水溝などのふたは、車いすの車輪や杖の先などが落ち込まないものにする。

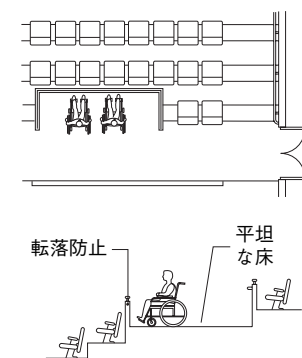
●イメージ図等



建物出入口までの誘導

車いす使用者用
観覧スペース

- ◆車いす使用者が簡単に到達できて、観覧しやすい位置につくる。
- ◆車いす使用者用観覧スペースは、十分な幅と奥行きをとる。
- ◆車いす使用者用観覧スペースは、滑りにくい素材を使用する。
- ◆転落防止ストッパーを付ける。
- ◆出入口から観覧スペースまでの通路は、通過しやすい幅をとる。



車いす使用者用観覧スペース

授乳場所

- ◆公共性が高く規模の大きな施設には、授乳できる場所をつくる。
- ◆ベビーベッドなどを置く。

●項目

●気をつけること

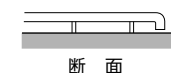
公衆ファックス

- ◆公共性が高く規模の大きな施設には、だれでも利用できるファックスを置く。

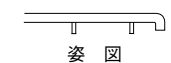
手すり

- ◆手すりの太さは、握りやすいものとし、両端は、下方か壁方向に曲げる。
- ◆手すりの両端やわん曲部などには、現在位置、方向、行き先などを点字で表示する。
- ◆スロープや階段の両端から、水平部分をつくる。
- ◆手すりは、連続して付ける。
- ◆手すりの取り付け高さに気をつける。
- ◆壁との間隔をとって、手すりの下側で維持し、握りやすいものにする。

●イメージ図等

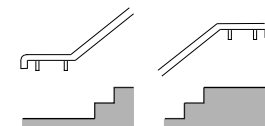


断面

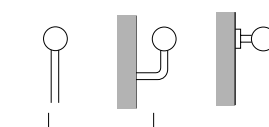


姿 図

手すり端部の曲げ



手すり両端の水平部

使いやすい例 使いにくい例
手すり支持

公衆電話

- ◆公衆電話を置く場合は、車いす使用者などが利用しやすい高さにする。
- ◆公衆電話の周囲には、車いす使用者などが近づける十分なスペースをとる。
- ◆歩行困難な人などが体を支えることができるように手すりを付けるか、壁面をつくっておく。



公衆電話の高さ

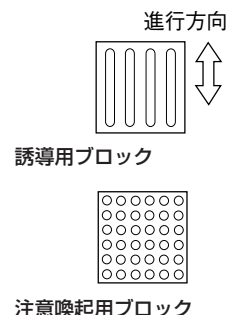
●項目

●気をつけること

視覚障害者用
ブロック

- ◆色は、原則として黄色とし、やむを得ない場合は、周囲と明暗の差の大きい目立つ色にする。
- ◆誘導用ブロックは、誘導の方向と線状の突起の方向とを平行にし、原則として連続して付ける。
- ◆注意喚起用ブロックは、屈折部分、段差部分、危険箇所の前面に付ける。

●イメージ図等



カウンターなど

- ◆カウンター、電話台、テーブルなどをつくる場合は、車いす使用者などが利用しやすい高さにする。
- ◆下部スペースは、十分とる。
- ◆カウンターなどは、車いす使用者などが近づきやすい位置にする。



水飲み器

- ◆水飲み器を付ける場合は、車いす使用者などが利用しやすい高さにする。
- ◆給水栓は、自動感知式やレバー式などにする。
- ◆周囲には、十分なスペースをとる。



点滅型誘導灯など

- ◆公共性が高く規模の大きな施設には、視覚障害者や聴覚障害者、子どもなどが分かるように、音や光、絵文字（ピクトグラム）などによる非常警報装置を付ける。



誘導音付点滅型誘導灯

イ

交通施設

推進基準

●項目

●気をつけること

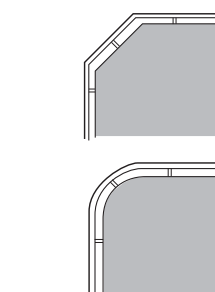
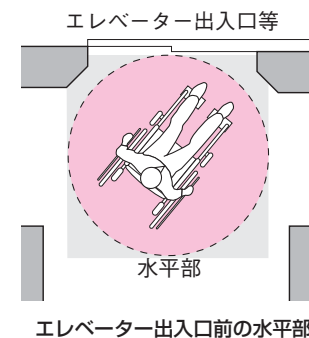
●イメージ図等

出入口

- ◆出入口は、十分な幅をとる。
- ◆出入口は、雨にぬれないよう、屋根かひさしを付ける。

通路

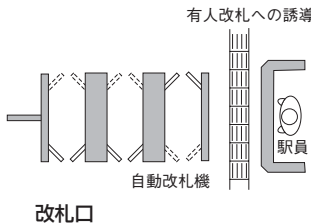
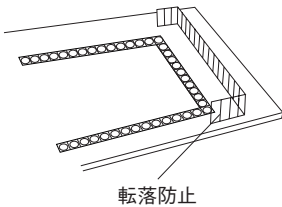
- ◆通路は、滑りにくい素材を使用する。
- ◆通路は、十分な幅をとる。
- ◆通路に高低差がある場合は、スロープなどを付ける。
- ◆出入口やエレベーターなど付近の通路には、水平な場所をつくる。
- ◆壁面には、突出物をつくらない。
- ◆曲がり角では、隅切りや面取りを行う。
- ◆ベンチなどの休憩設備をつくるときは、つくる場所に注意する。
- ◆出入口付近には、建物概要を示す案内図などを通行の支障にならない、分かりやすい位置に表示する。
- ◆通路にスロープを付ける場合は、「建築物」中の「スロープ」の基準と同じである。



曲がり角の隅切りや面取り

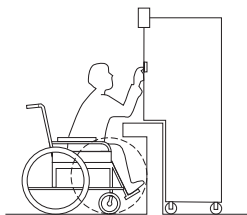
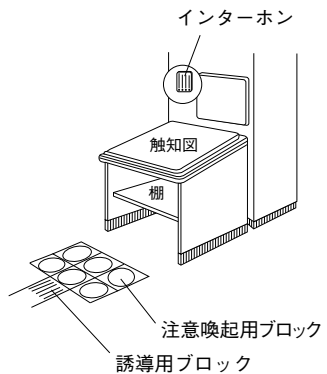
階段

- ◆「建築物」の「階段」の基準と同じである。

●項目	●気をつけること	●イメージ図等
トイレ	◆「建築物」の「トイレ」の基準と同じである。	
エレベーター	◆出入口からホームに至る経路に高低差がある場合で、乗降客数が多い駅には、エレベーターを付ける。 ◆その他は、「建築物」の「エレベーター」の基準と同じである。	 ホームにあるエレベーター
改札口	◆改札口は、十分な幅をとる。 ◆案内窓口や券売機から改札口に至る経路には、視覚障害者用ブロックを付ける。 ◆自動改札の場合は、有人改札口もあわせてつくる。	 改札口
ホーム	◆ホームは、滑りにくい素材を使用する。 ◆ホームのこう配に気をつける。 ◆ホームの縁端には、注意喚起用ブロックを付ける。 ◆ホーム両端には、柵などを付ける。 ◆ホームと車両のすきまや段差は、可能な限りなくす。 ◆ホームには、休憩用のベンチなどをつくる。	 ホームの端の柵



ベンチは、譲り合って使いましょう！

●項目	●気をつけること	●イメージ図等
券売機	◆券売機の金銭投入口は、車いす使用者などが利用しやすい高さにする。 ◆視覚障害者が利用しやすいように、運賃などを点字で表示する。 ◆券売機のカウンター下部に、十分なスペースをとる。	 利用しやすい高さで下部のスペース
情報提供	◆駅の出入口に、周辺の施設などについての案内板を表示する。 ◆案内図などは、はっきりと分かりやすい表示とする。 ◆案内図などは、歩行の妨げとならないように付ける。 ◆案内図などは、子どもや車いす使用者などが見やすい高さにする。 ◆視覚障害者や聴覚障害者、子どもなどが分かるように、音や光、絵文字（ピクトグラム）などによる非常警報装置を付ける。 ◆階段の下り口、点字や触知図式案内板などの上方には、誘導チャイムを付ける。 ◆列車についての発車時刻、発車番線、到着などのアナウンスは、聞き取りやすい音量、音質での放送にする。 ◆視覚障害者への情報提供として、音声装置、点字付きの触知図を付ける。 ◆聴覚障害者への情報提供として、電光掲示板などを付ける。	 構内の案内版  触知図への誘導

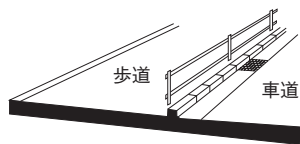
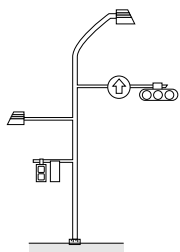
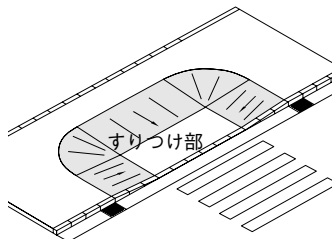


目の不自由な人や高齢者などでトイレやエレベーターの位置が分からずに困っている人はいませんか？声をかけて案内しましょう！

ウ

道路

推進基準

●項目	●気をつけること	●イメージ図等
歩道	◆歩道と車道をはっきりと分ける。 ◆歩道は、十分な幅をとる。 ◆歩道上の標識柱、街灯柱などは、可能な限りまとめる。 ◆歩道は、平らで滑りにくく水はけのよい素材を使用する。 ◆排水溝のふたは、車いすの車輪や杖の先などが落ち込まないものにする。 ◆歩道と車道の段差は小さくし、ゆるやかにすりつける。 ◆歩道は、連続して平らになるようにする。 ◆道路附属物、占有物などにより、歩道の幅が狭くならないようにする。 ◆植樹は、歩道の幅を十分とってから工事を行う。 ◆景観を考えた歩道をつくる場合は、舗装素材選びや目地などには、十分注意をする。 ◆マンホールなどのふたも、平らなものを選び、歩きやすい素材を使用する。 ◆水たまりができないように、設計などは十分検討する。 ◆休憩用のベンチなどをつくる。	 歩車道を分離  標識等の整理統合  歩道と車道のすりつけ  平坦部を確保する

●項目

●気をつけること

●イメージ図等

歩道



一時駐車で歩道に乗り上げていませんか？
ちょっとの時間でも、多くの人が迷惑しています！



庭の樹木が歩道側に大きくはみ出ていたり、お店の商品が歩道に出ているなどで、気づかないうちに、歩きにくい歩道になっていませんか？

視覚障害者用
ブロック

◆視覚障害者用ブロックは、利用の多い場所から付ける。

◆色は原則として黄色とし、やむを得ない場合は、周囲の色と明暗の差の大きい目立つ色にする。



連続して敷設



視覚障害者用ブロックの上に放置自転車などがあると、みんなの通行の妨げになるし、目の不自由な人には大変危険です！

乗車場

◆休憩用のベンチなどをつくる場合、歩行者などの妨げにならないよう位置に注意する。

◆バス・タクシー乗り場などは、高齢者や障害者などが利用しやすいものにする。

◆案内板には、点字による表示をあわせて行う。

●項目 ●気をつけること ●イメージ図等

乗車場

- ◆音声による誘導が効果的な場合には、音声誘導装置などを付ける。



どのバスに乗ったらよいか分からなくて困っている人はいませんか？
声をかけて、教えましょう！

情報提供

- ◆高齢者、障害者などが見やすく理解しやすいよう、位置、文字の大きさや色などを工夫する。
- ◆案内板などの設置位置や設置方向については、それ自体が歩行者の通行を妨げることがないようにする。
- ◆通行量の多い交差点は、必要に応じて音声付き信号機とする。

工 公園

推進基準

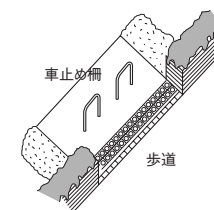
●項目 ●気をつけること ●イメージ図等

出入口

- ◆出入口に段差がある場合は、ゆるやかにすりつける。
- ◆出入口は、十分な幅をとる。
- ◆車止め柵を付ける場合は、間隔や柵前後の平ら部分が十分あるように努める。
- ◆路面は、平らで滑りにくい素材を使用する。
- ◆自転車やオートバイなどの出入りを禁止する場合は、看板などで表示する。
- ◆出入口が直接車道に接する場合は、看板などで表示する。



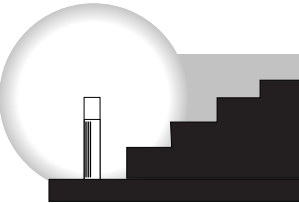
歩道と連続した開放的な出入口

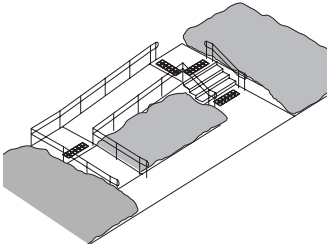


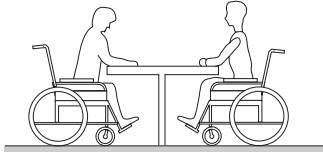
車止め柵

園路

- ◆園路は、十分な幅をとる。
- ◆舗装面に砂利は用いない。
- ◆園路には、可能な限り段差はつくらず、やむを得ず高低差がある場合でも、ゆるやかなこう配にする。
- ◆園路を横断する排水溝のふたは、車いすの車輪や杖の先などが落ち込まないものにする。
- ◆転落防止として縁石をつくる。
- ◆視覚障害者用ブロックは、必要に応じて付ける。
- ◆園路沿いの樹木が、通行の妨げにならないようにせん定する。

●項目	●気をつけること	●イメージ図等
階段	◆階段の幅が広い場合は、中央部分にも手すりを付ける。 ◆階段付近には、照明を付ける。 ◆その他は、「建築物」の「階段」の基準と同じである。	 階段付近の足下灯

スロープ	◆主要動線としての階段には、う回するためのスロープをつくる。 ◆スロープはゆるやかなこう配とし、手すりを連続して付ける。 ◆その他は、「建築物」の「スロープ」の基準と同じである。	 階段に併設したスロープ
------	---	---

野外テーブル、ベンチ、飲用水栓、休憩所など	◆野外テーブル、ベンチ、飲用水栓の周囲には、十分なスペースをとる。 ◆野外テーブル、ベンチ、飲用水栓をつくる場合は、車いす使用者などが利用しやすい高さ・形状にする。 ◆休憩所などは、分かりやすく、便利の良い場所につくる。	 野外テーブル
-----------------------	--	---



公園の施設を大切に使っていますか？遊具やベンチ、トイレなどはみんなのものです。みんなが気持ちよく使うために、次の人の気持ちになって使いましょう！

駐車場	◆駐車場をつくる場合は、身障者用駐車スペースを安全かつこう配が小さい位置とし、十分なスペースをとる。	
-----	--	--

●項目	●気をつけること	●イメージ図等
駐車場	◆その他は、「建築物」の「駐車場」の基準と同じである。	
トイレ	◆トイレをつくる場合は、公園の雰囲気にあった、安全で明るく、清潔なものとなるよう努める。 ◆その他は、「建築物」の「トイレ」の基準と同じである。	
情報提供	◆公園の出入口などに、必要に応じて案内板を表示する。	

オ

住宅開発団地

推進基準

●項目	●気をつけること
土地利用計画	◆駅などの交通施設や生活利便施設などは、市民の利用が集中する地域に、移動経路を考えて効率的につくる。 ◆公園などのオープンスペースは、地域の防災拠点としても利用できるように計画的につくる。 ◆主な施設間の移動経路を考えた土地利用計画にする。
交通施設計画	◆居住者にとって快適に移動できて便利が良く、連続して平らな道路や交通施設にする。 ◆高齢者などの生活に必要な歩道をつないで、連続性をもたせる。 ◆歩行者の移動経路の中心になる幹線道路を計画的につくる。 ◆すべての人の利用を考えた公共交通機関となるよう計画を進める。 ◆歩行者の移動経路の中心となる街路のこう配は、ゆるやかなものにする。
公園緑地計画	◆ワークショップなどにより、行政と市民が一緒になって考え、計画をつくってから整備を行う。また、市民の手による維持・管理運営を進める。 ◆西郷川をはじめ、福津市の財産である自然環境を活かした公園・緑地づくりにする。 ◆すべての人が気軽に利用できるように、歩いて行ける場所に公園をつくる。

●項目

●気をつけること

施設計画

- ◆地域活動の拠点になるように、歩いて行ける場所に集会施設をつくる。
- ◆地域と学校教育施設の結びつきが強まるような計画とする。
- ◆すべての人が安心して暮らせるよう、医療・福祉・生活支援施設などを計画的に配置する。
- ◆すべての人にわかりやすい情報提供を行う。

住宅地計画

- ◆さまざまな世代の居住に適した規模・形態の住まいをつくる。
- ◆宅盤のひな段造成を少なくし、道路と宅地との高低差の少ない計画とする。
- ◆すべての人が安全で快適に暮らせるよう、住まいのユニバーサルデザイン化を進める。

2-5. 市民、事業者、行政の役割

ユニバーサルデザイン計画を今後きちんと進めるためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を自覚し、できることから行動していくことが重要です。

「わたし」が取組めば、まわりのみんなが、そのやさしい気持ち(行動)を感じることができます。逆に、「わたし」も他のだれかの取組みによって、やさしい気持ち(行動)を感じることができます。

ユニバーサルデザイン計画は、より多くの人が、できることから行動することによって、「みんな」に大きなやさしさが返ってきます。

ユニバーサルデザイン計画を積極的に進め、やさしさにあふれる福津市にしましょう。

市民の基本的な役割

ユニバーサルデザインにめざめよう！

例えば…

- ユニバーサルデザインについて勉強する。
- ユニバーサルデザインについて、まわりのみんなに広める。

できることから始めよう！

例えば…

- やさしい気持ちになれるよう、あいさつからはじめる。
- 街中で困っている人がいたら、まず声をかける。
- 歩道の空き缶やゴミを拾って、気持ちよく歩くことができるようにする。
- 自転車や自動車は、決められた所に停める。

まちを見よう！

例えば…

- 市の行事や活動などに参加する。
- 市が行っていることを、市民1人ひとりが意識して点検する。



事業者の基本的な役割

ユニバーサルデザインにめざめよう！

例えば…

- 商店街や各事業所で、ユニバーサルデザインについて勉強する。

みんなにやさしい施設づくりをしよう！

例えば…

- 安心して施設を利用してもらえるように、常に手助けができるように心がける。
- みんなが利用できるように、施設をきちんと管理する。
- 施設を新しくしたり、改修する時はユニバーサルデザインに気をつける。

行政の基本的な役割

できることから、はじめます！

例えば…

- 市広報や市公式ホームページなどを使い、ユニバーサルデザインの考え方を広く市民に伝える。
- 窓口サービスや施設などについて、よりやさしいつくりになるように見直しをする。
- 市が行う事業の評価(行政評価)表の点検項目や入札の時の条件として、ユニバーサルデザインの視点を加えることで確実に検討されるようにする。
- 市の財政状況とのバランスをとりながら、特に整備が必要だと判断された場所は優先的に整備を進める。

これからは、はじまりです！

- ユニバーサルデザインについては、これから社会が変化したり、新しい考え方が生まれた時にも対応できるよう、整備状況や推進基準を、定期的に【市民、事業者、行政】評価・検討を行い、再度計画に反映する体制づくりを進める。

3-1. 重点整備地区の設定

この計画では、重点的に整備を進める地区(重点整備地区)を定めて、整備計画をつくり、この整備計画を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)第25条に基づく基本構想」とします(平成13年4月に国土交通省が受理済)。

重点整備地区の設定では、人口の集中度や子ども、高齢者や障害者、妊産婦などの外出状況、都市構造の現況などを参考に、整備をすることで多くの人に効果がある地区を対象とします。

重点整備地区設定の目安

- ◇子ども、高齢者や障害者、妊産婦などの通行や施設の利用が日常的に多い地区
- ◇主要な公共的施設や日常生活に必要な施設が多い地区
- ◇ＪＲ駅やバス停など、主要な公共交通の拠点
- ◇開発事業や土地区画整理事業等の計画があり、ユニバーサルデザイン計画による整備が必要である地区

福津市の市域をみると、人口が集中する地区から、農業と住宅地が共存する地区、自然が豊かな地区もあり、さまざまな地区に分かれています。

本計画では、主要な公共的施設が多く、公共交通機関の拠点となる、「ＪＲ東福岡駅周辺地区」と「ＪＲ福岡駅周辺地区」を重点整備地区とします。

重点整備地区

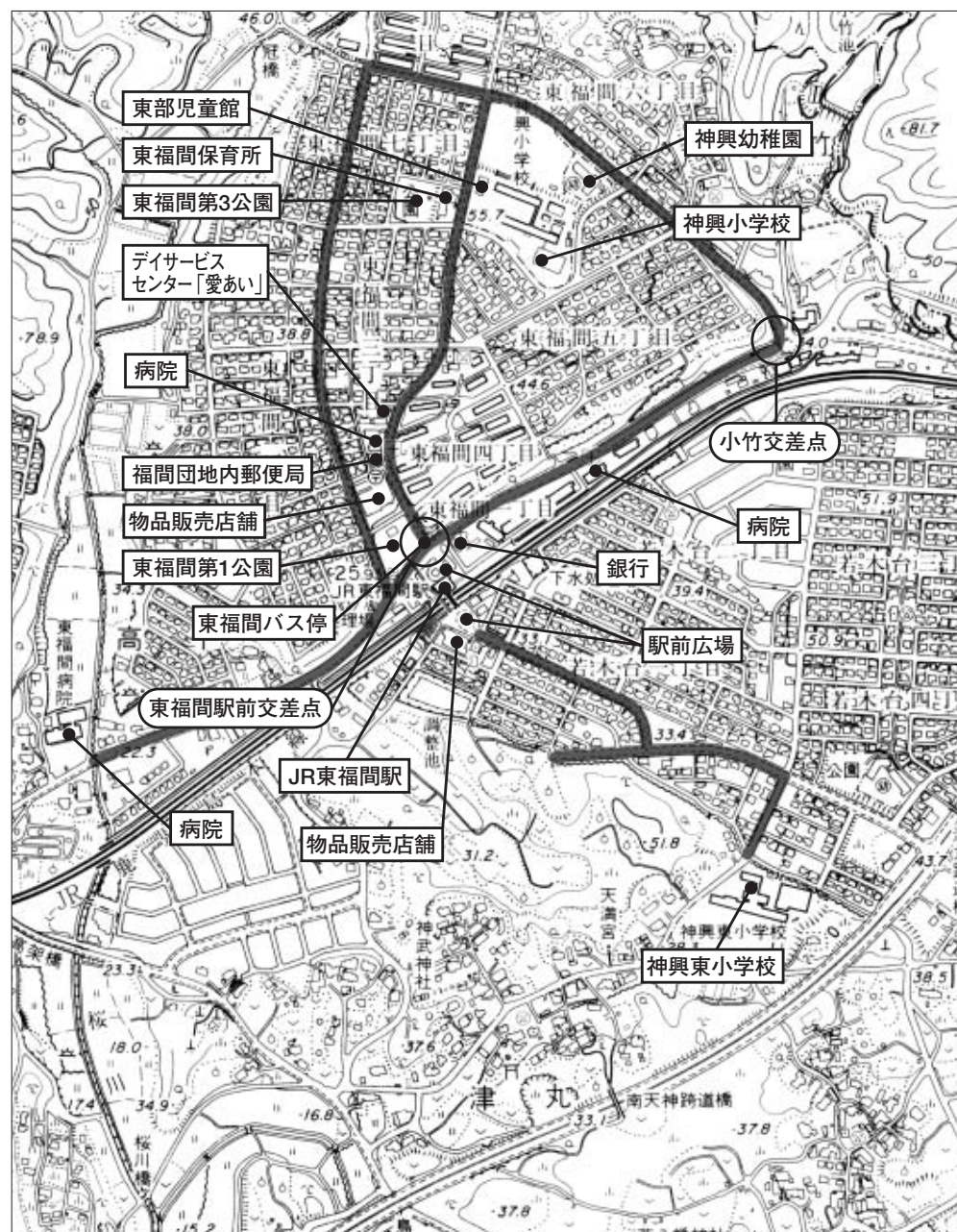


・ ＪＲ東福岡駅周辺地区の現況 ・	
建築物 (公共的建築物)	デイサービスセンター「愛あい」 神興小学校 神興東小学校 東福岡中央公民館 東部児童館 神興幼稚園 東福岡保育所 福岡団地内郵便局
交通施設	ＪＲ東福岡駅 バス停留所
道路	駅前広場 市道東福岡１号線（ＪＲ東福岡駅～東福岡県住入口） 市道東福岡団地２号線（ＪＲ東福岡駅～神興小学校） 市道小竹・冠線及び東福岡団地３７号線（東福岡県住入口～小竹バス停） 主要地方道福岡宗像玄海線（東福岡病院付近～小竹交差点） 市道若木台団地１１号線及び市道若木台団地１２号線（一部） 市道手光・八並線（一部） 市道若木台・津丸格納線（一部）
公園	東福岡第１公園 東福岡第３公園

・ ＪＲ福岡駅周辺地区の現況 ・	
建築物 (公共的建築物)	福津市役所(福岡庁舎) 福津市立図書館 大和保育所 健康福祉総合センター「ふくとびあ」 福岡郵便局
交通施設	ＪＲ福岡駅 バス停留所
道路	駅前広場 主要地方道飯塚福岡線（ＪＲ福岡駅～旭橋交差点） 主要地方道飯塚福岡線（ＪＲ福岡駅～福津市役所(福岡庁舎)前交差点） 市道福岡駅前線（福津市役所(福岡庁舎)前交差点～手光交差点） 主要地方道福岡宗像玄海線（手光交差点～旭橋交差点） 県道玄海田島福岡線（大和町交差点～太郎丸交差点）
公園	昭和公園 大和公園

3-2. JR東福間駅周辺地区の整備計画

JR東福間駅周辺地区の主要な施設の位置



JR東福間駅周辺地区の現況写真



デイサービスセンター「愛あい」(敷地内通路)



JR東福間駅(改札口)



JR東福間駅(エレベーター)



JR東福間駅(トイレ)



神興小学校(体育館出入口)



東福間第1公園(園路)



福間団地内郵便局(敷地内通路)



東福間第1公園(水飲み器)

現況と課題

重点整備地区の現況と課題について、「団体（グループ）ヒアリング結果」、「市内主要施設点検調査結果」、「歩道点検実施結果」に基づいて、整理すると、次のようになります。

●施設名称	●項目	●現況と課題
JR東福岡駅	階段 トイレ エレベーター 改札口 情報提供 その他	手すりの端に水平な部分が無いところがある。 福祉型（多目的）トイレが無い。 改札口からホームを結ぶエレベーターがある。 北口広場と改札口を結ぶ自由通路にエレベーターがある。 誘導用ブロックがある。 案内板が目立たない。 受付カウンターの高さがやや高い。
駅前広場	通路 トイレ 情報提供	視覚障害者用ブロックがある。 福祉型（多目的）トイレの出入口は手動の開き戸である。 案内板などが少ない。
バス停留所	情報提供	案内板などによる情報が不足していて視覚障害者にはバスの接近が分かりづらい。
道路	歩道 視覚障害者用ブロック 情報提供	歩道と車道の段差は、主要な道路ではほとんど無い。 歩道の幅が十分に確保されていないところがある。 歩道の切り下げで、平らになっていないところがある。 通行量があるにも関わらず、夜間は暗くて歩きづらいところがある。 休憩できるところが全体的に少ない。 視覚障害者用ブロックは、主要な道路にはある。 案内板などによる情報が不足している。
東福岡第1公園	園路 階段 野外テーブルなど	園路の終わりに大きな段差があるところがある。 排水溝のふたの溝のすき間が大きいところがある。 手すりが階段の中央部にしか無い。 階段の上に注意喚起用ブロックが無い。 水飲み器付近に芝生があるので、車いすでは寄りつきにくい。
デイサービスセンター「愛あい」	階段 エレベーター その他	けあげの高さが、やや高い。 階段の上に注意喚起用ブロックが無い。 エレベーターが無い。 受付カウンターの高さがやや高い。

●施設名称	●項目	●現況と課題
神興小学校	出入口	校舎出入口は、手動の開きドアである。 体育館出入口は、手動の開きドアで段差がある。 体育館出入口に階段はあるが、スロープが無い。
	階段	手すりが一部にはあるが、連続していないところがある。 エレベーターが無い。
	トイレ	福祉型(多目的)トイレが無い。
	駐車場 敷地内通路	身障者用駐車スペースが無い。 視覚障害者用ブロックが無い。
神興東小学校	出入口	体育館の出入口は、手動の開きドアである。 ドアの部分と履き替えの部分に段差がある。
	階段	手すりはあるが、連続していないところがある。 エレベーターが無い。
	トイレ	体育館のみ福祉型(多目的)トイレがある。
	駐車場 敷地内通路	身障者用駐車スペースが無い。 視覚障害者用ブロックが無い。
物品販売店舗	出入口	手動の開きドアで、段差があるところがある。
	トイレ	福祉型(多目的)トイレが無い。
	駐車場	身障者用駐車スペースが無い。
	敷地内通路	視覚障害者用ブロックが無い。
	その他	袋詰めテーブルの下空間が足りないところがある。 公衆電話の高さがやや高いところにある。 通路上に商品が置いてあるので、狭いところがある。
銀行など	出入口	手動の開きドアで、段差があるところがある。
	廊下、通路	視覚障害者用ブロックの色が、周囲の色と区別がつけづらいところがある。
	トイレ	福祉型(多目的)トイレが無いところがある。
	敷地内通路	駐車スペースから建物出入口までの通路に横断方向のこう配があり、車いすでは通行しづらいところがある。 敷地内の階段にある注意喚起用ブロックの色が、周囲の色と区別がつけづらいところがある。
	駐車場	身障者用駐車スペースが無いところがある。 車いす使用者では、ＡＴＭ(現金自動預金・支払機)が使いがづらいところがある。
その他		受付カウンターの高さが、やや高いところがある。
		受付カウンターの下の空間が十分ではないところがある。

JR東福岡駅 一日平均乗降客数

約5,000人

整備目標と整備方針(実績)

J R 東福間駅周辺地区の整備目標と整備方針（実績）を以下のように定めます。

JR東福間駅周辺地区の整備目標

「移動ネットワークづくりによる活動的で交流ゆたかな地域づくり」

JR東福間駅周辺地区の整備方針(実績)

【建築物】

○公共施設や公益施設、民間施設などの連携を考え、ユニバーサルデザインに基づいた施設づくりを進めます。

【交通施設】

○JR東福間駅では、改札口とホームを結ぶエレベーター、視覚障害者用ブロック、手すりを付けて、すべての人が安全で快適に利用できるようにします（平成14年度事業実施）。

【道路】

○北口広場と改札口を結ぶ自由通路にエレベーターを付けるとともに視覚障害者用ブロックや手すりなども付けて、すべての人が安全で快適に移動できるようにします（平成13年度事業実施）。

○駅前広場の段差やこう配の改善、視覚障害者用ブロックを付けるなど、すべての人が安全で快適に移動できるようにします（平成13年度事業実施）。

○歩道は、十分な幅をとり、段差やこう配などを改善して、歩行者が利用しやすくします（平成13～15年度事業実施）。

○JR東福間駅前交差点は、高齢者や障害者などの道路横断の安全性を高めるため、音声付き信号機や高齢者等感应式信号機を付けられるように努めます。

○違法駐車、違法駐輪などによる障害物を取り除くために、取り締まりや啓発活動を進めます。

【公園】

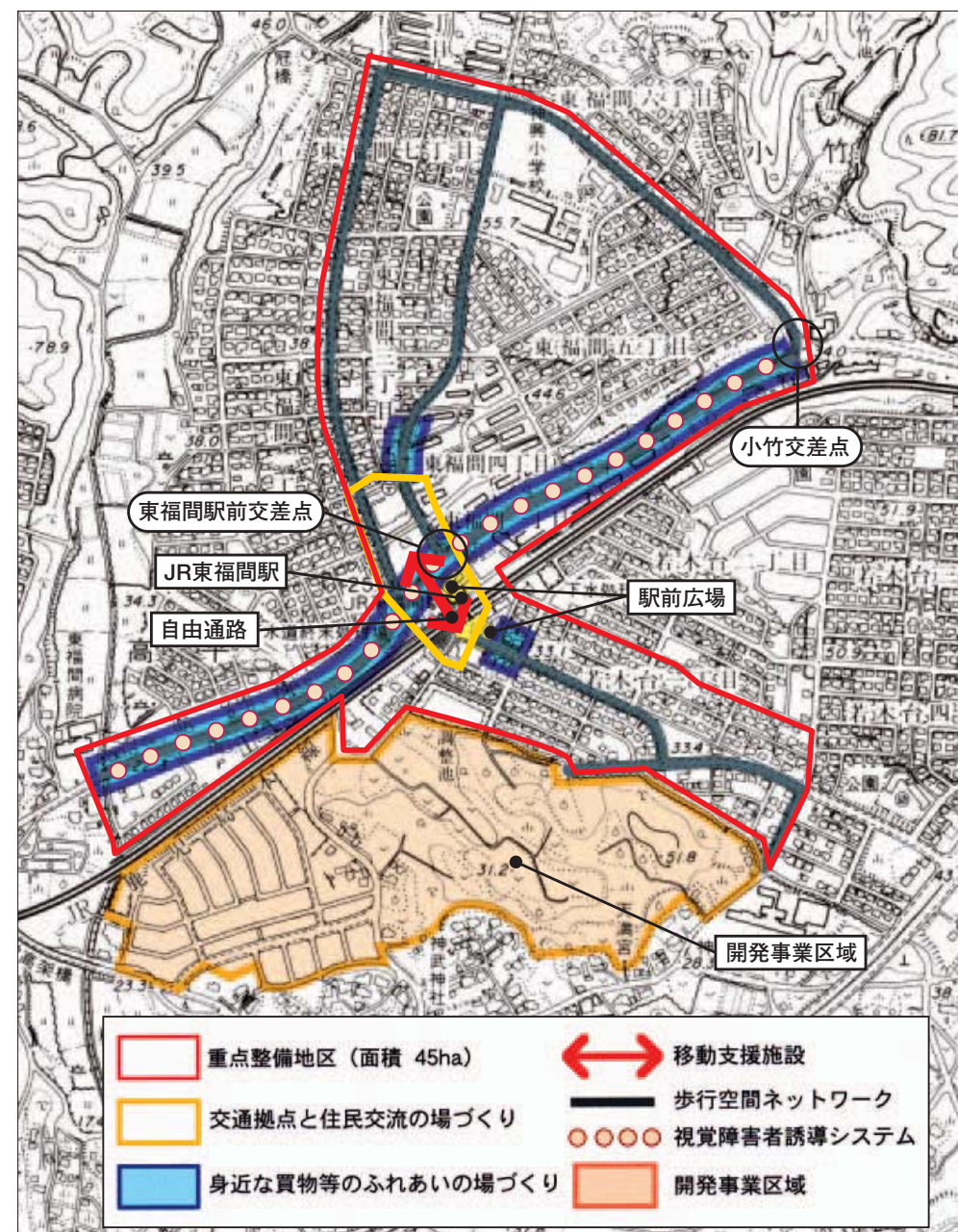
○車いす利用者などのことを考えて、園路などの施設の改善を進めます。

【住宅開発団地】

○土地区画整理事業・宅地開発事業地内は、ユニバーサルデザインに基づいた施設づくりを進めます（平成13～14年度・宅地開発事業地内で実施）。

整備内容

JR東福間駅周辺地区の整備内容





交通拠点と市民交流の場づくり

交通と交流の拠点として整備を進める



身近な買物などのふれあいの場づくり

すべての人が店舗などを気軽に利用できて、人との交流ができるように整備を進める



移動支援施設

エレベーターなどを整備して、地域間の行き来や交流をうながす



歩行空間

これから整備するところは、十分な幅の確保や段差の解消を進める
整備が済んだところは、きちんと管理・維持を行う



視覚障害者誘導システム

視覚障害者などが安全に活動できるよう、視覚障害者用ブロック、音声誘導などの誘導施設を整備する



開発事業区域

土地利用計画から交通・施設・住宅地の計画など、あらゆる面でユニバーサルデザインに気をつける

1

JR東福間駅

- ・改札口からホームを結ぶエレベーターを付ける【実施済】
- ・階段や通路に手すりを付ける【実施済】
- ・視覚障害者用ブロックなどによる連続した誘導を可能にする【実施済】
- ・車いす使用者なども利用しやすい高さの窓口カウンターや記載台にする

2

駅前広場とその周辺

- ・歩道の段差やこう配などを改善し、連続して平らにする【実施済】
- ・駅前で誘導する視覚障害者用ブロックを付ける【実施済】
- ・すべての人が利用しやすい福祉型（多目的）トイレにする【実施済】
- ・すべての人に分かりやすい案内板などを付ける
- ・バス停に上屋、ベンチをつくる

3

自由通路

- ・北口広場と改札口を結ぶ自由通路にエレベーターを付ける【実施済】
- ・階段や通路に手すりを付ける【実施済】
- ・視覚障害者用ブロックを付けて連続した誘導システムを可能にする【実施済】

4

道路

- ・段差やこう配を改善し、歩道を連続して平らにする【実施済】
- ・公共施設や福祉型（多目的）トイレの位置、バリアフリー化された経路を示す案内板などを付ける
- ・視覚障害者用ブロックを付けて連続した誘導を可能にする
- ・照明、ベンチなどの休憩施設をつくる
- ・違法駐車や違法駐輪に対する取り締まりの強化、違法駐車などの行為防止についての広報や啓発活動をする
- ・商品や看板のはみ出しをやめる
- ・歩行者用道路、横断歩道などの交通規制を実施するための道路標識、道路標示を付ける
- ・JR東福間駅前交差点に音声付き信号機や高齢者等感応式信号機を付ける

5

公園

- ・園路内にある段差をなくす
- ・園路上の排水溝のふたを細目のものに改善
- ・車いす使用者なども利用しやすいよう、水飲み器や休憩施設までの経路をつくる

6

開発事業区域

- ・ユニバーサルデザインを考え、歩いて快適な連続した道路をつくる【一部実施済】
- ・視覚障害者用ブロックなどによる連続した誘導を可能にする
- ・自然環境を活かした、すべての人が気軽に利用できる公園をつくる【一部実施済】
- ・安全で快適に暮らせる住まいづくり

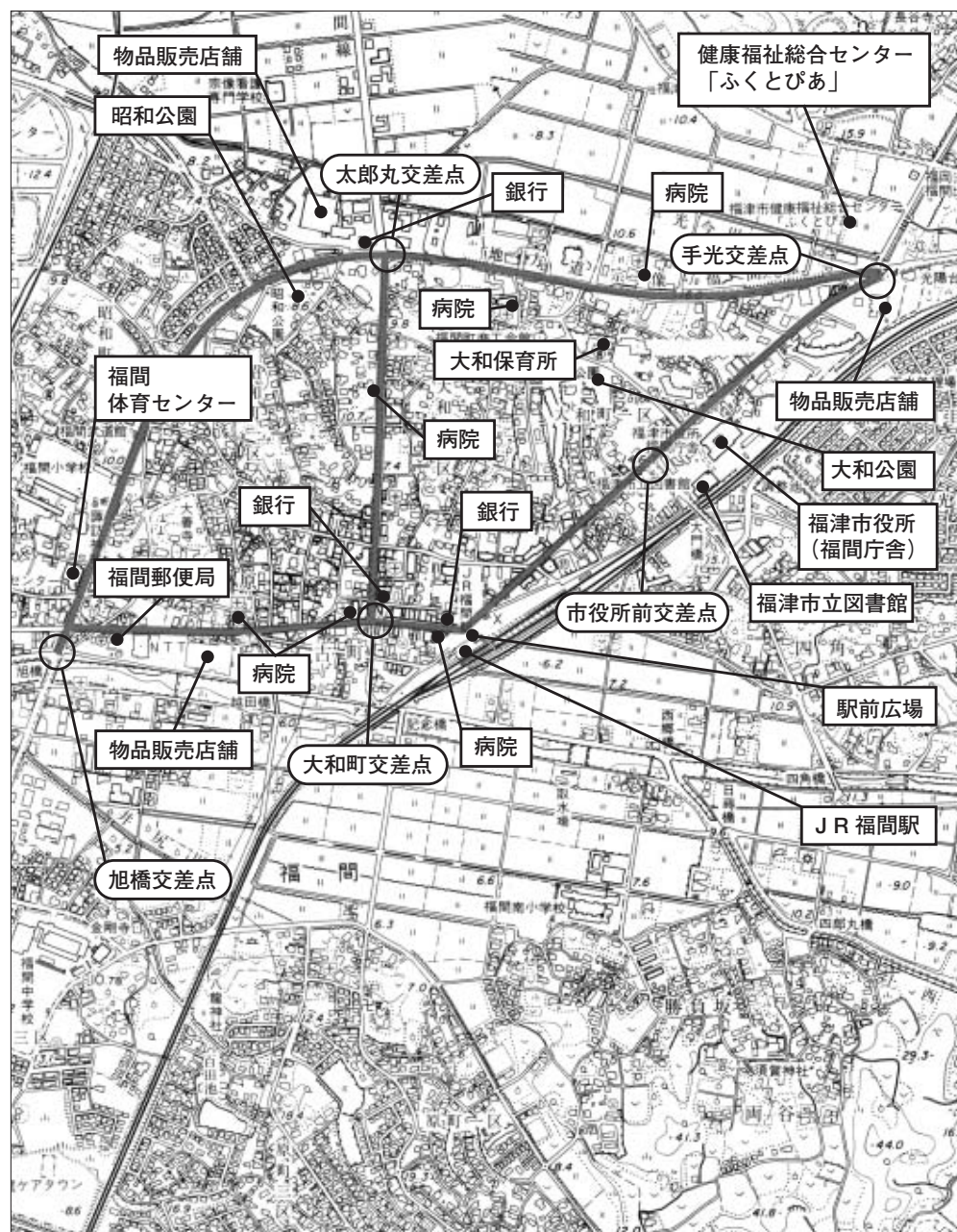
7

公共的建築物や民間建築物

- ・すべての人が安心して利用できる施設への改善（民間建築物については改善をうながす）
 - 出入口などの段差や敷地内通路などのこう配の改善
 - 身障者用駐車スペースをつくる
 - 手すり、エレベーター、案内板、視覚障害者用ブロック、トイレ、授乳室などをつくる

3-3. JR福間駅周辺地区の整備計画

JR福間駅周辺地区の主要な施設の位置



JR福間駅周辺地区の現況写真



健康福祉総合センター「ふくとびあ」(受付カウンター)



JR福間駅(改札口)



福津市役所「福間庁舎」(階段)



JR福間駅(ホーム)



福津市役所「福間庁舎」(床置き式小便器)



昭和公園(トイレ)



福津市立図書館(身障者用駐車スペース)



大和公園(出入口)

現況と課題

重点整備地区の現況と課題について、「団体（グループ）ヒアリング結果」、「市内主要施設点検調査結果」、「歩道点検実施結果」に基づいて、整理すると、次のようになります。

●施設名称	●項目	●現況と課題
JR福岡駅	階段	手すりの端に水平な部分が無いところがある。
	トイレ	福祉型(多目的)トイレが無い。
	エレベーター	エレベーターが無い。
	改札口	車いす利用者には狭い。 誘導用ブロックが無い。
	ホーム	改札口からホームまで大きなこう配がある。
	情報提供	案内板が目立たない。
	その他	受付カウンターの高さがやや高い。
駅前広場	通路	視覚障害者用ブロックが無い。 歩道と車道が安全に分けられていない。
	情報提供	案内板などが少ない。
道路	歩道	歩道と車道の段差が大きいところがある。 歩道の幅が十分に確保されていないところがある。 歩道の切り下げで、平らになっていないところがある。 休憩できるところが全体的に少ない。
	視覚障害者用ブロック	視覚障害者用ブロックが無いところがある。
	情報提供	案内板などによる情報が不足している。
昭和公園	出入口	段差があるところがある。
	トイレ	福祉型(多目的)トイレが無い。
大和公園	出入口	段差があるところがある。
	トイレ	福祉型(多目的)トイレが無い。

●施設名称	●項目	●現況と課題
健康福祉総合センター 「ふくとびあ」	駐車場	身障者用駐車スペースと建物との間に屋根が無い。
	その他	受付カウンターの下の空間がやや狭い。 車いす使用者が利用する低いカウンターに向かって視覚障害者用ブロックがある。
福岡市役所 (福岡庁舎)	廊下、通路	物が置かれて、廊下が狭くなっているところがある。
	階段	手すりが付いている。 注意喚起用ブロックが無い。
	トイレ	福祉型(多目的)トイレがある。
	駐車場	身障者用駐車スペースと建物との間に屋根が無い。
物品販売店舗	出入口	手動の開きドアのところがある。
	駐車場	身障者用駐車スペースが無いところがある。
	敷地内通路	視覚障害者用ブロックが無い。 スロープのこう配がきついところがある。
	その他	通路上に商品が置いてあるので、狭いところがある。
銀行など	出入口	手動の開きドアで、ドアの前に段差や傾斜があるところがある。 駐車場からの出入口に段差があるところがある。
	トイレ	福祉型(多目的)トイレが無いところがある。
	駐車場	身障者用駐車スペースが無いところがある。
	その他	車いす使用者では、ＡＴＭ(現金自動預金・支払機)が使えないところがある。 受付カウンターの高さが、やや高いところがある。 受付カウンターの下の空間が十分ではないところがある。

JR福岡駅 一日平均乗降客数

約13,000人

整備目標と整備方針(実績)

J R 福岡駅周辺地区の整備目標と整備方針（実績）を以下のように定めます。

JR福岡駅周辺地区の整備目標

「交通施設・行政拠点・生活拠点の改善と連携による広がりのある地域づくり」

JR福岡駅周辺地区の整備方針(実績)

【建築物】

○公共施設や公益施設、民間施設などとの連携を考え、ユニバーサルデザインに基づいた施設づくりを進めます（平成13～14年度 一部で事業実施）。

【交通施設】

○JR福岡駅を橋上化して新たに東口をつくり、利便性を向上させる。
○JR福岡駅の橋上化にあわせて、改札口とホームを結ぶエレベーターとエスカレーターを付けて、すべての人が安全で快適に移動できるようにします。また、他の施設や設備についても、ユニバーサルデザインに基づいたものとしします。

【道路】

○西口と東口を結ぶ自由通路をつくり、西側と東側の連絡性を向上させます。
○自由通路には、エレベーターとエスカレーターを付け、すべての人が安全で快適に移動できるようにします。
○駅前広場では、ユニバーサルデザインに基づいた施設づくりを進めます。
○歩道は、十分な幅をとり、段差やこう配などの改善に努めます。
○主要な交差点は、高齢者や障害者などの道路横断の安全性を高めるため、音声付き信号機や高齢者等感应式信号機を付けられるように努めます。
○違法駐車、違法駐輪などの障害物を取り除くため、取り締まりや啓発活動を進めます。
○電線地中化により歩道のスペースを広くして、歩行者にとって安全で快適な歩行空間にします。

【公園】

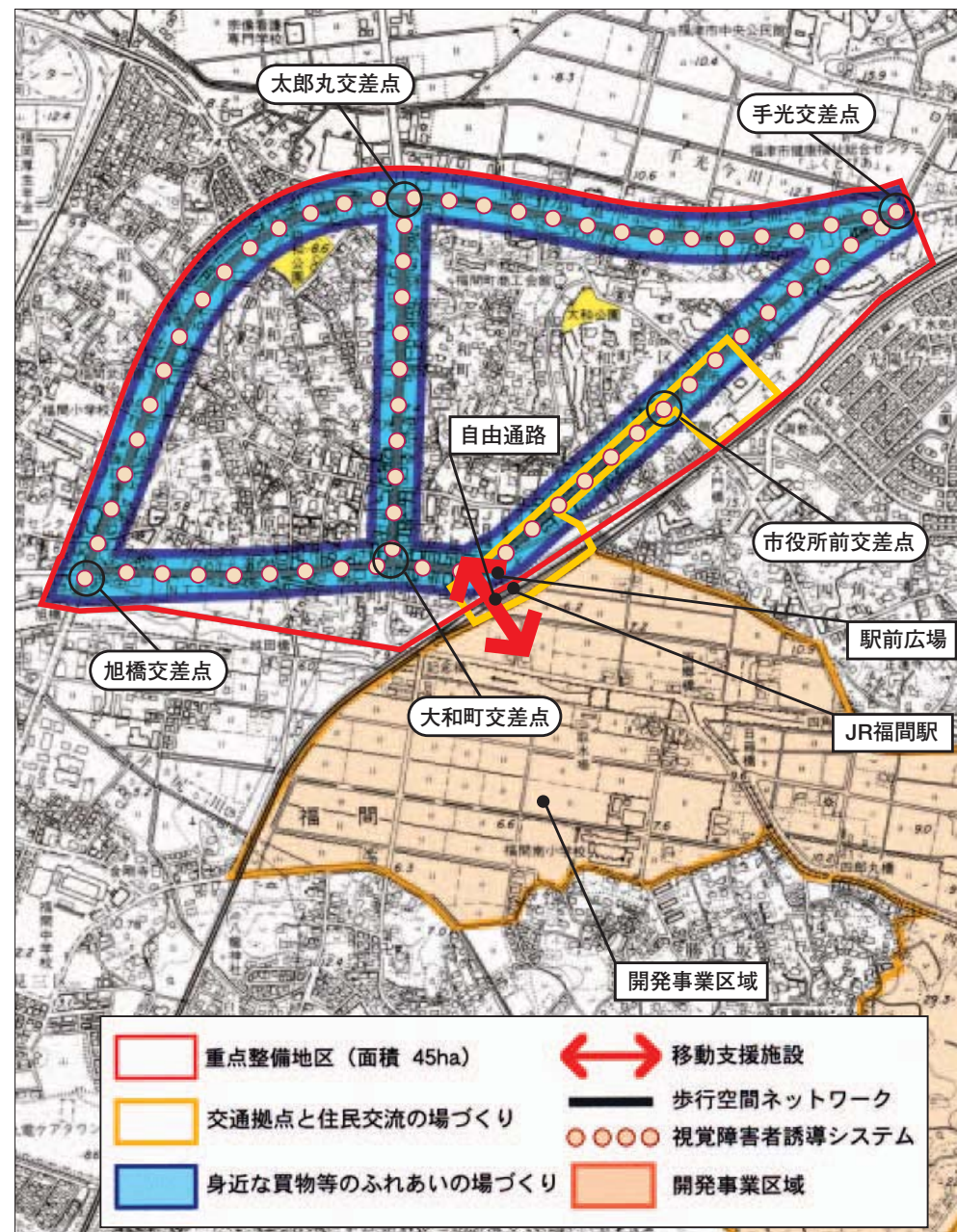
○車いす使用者などのことを考えて、園路などの施設の改善を進めます（平成13～14年度 一部で事業実施）。

【住宅開発団地】

○土地区画整理事業地内は、ユニバーサルデザインに基づいた施設づくりを進めます。

整備内容

JR福岡駅周辺地区の整備内容





交通拠点と行政拠点の連携強化

交通と行政の拠点として整備を進める



身近な買物などのふれあいの場づくり

すべての人が店舗などを気軽に利用できて、人との交流ができるように整備を進める



移動支援施設

エレベーターなどを整備して、地域間の行き来や交流をうながす



歩行空間

これから整備するところは、十分な幅の確保や段差の解消を進める
整備が済んだところは、きちんと管理・維持を行う



視覚障害者誘導システム

視覚障害者などが安全に活動できるよう、視覚障害者用ブロック、音声誘導などの誘導施設を整備する



開発事業区域

土地利用計画から交通・施設・住宅地の計画など、あらゆる面でユニバーサルデザインに気をつける

1

JR福岡駅

- ・駅を橋上化して新たに東口をつくり、利便性を向上させる
- ・改札口からホームを結ぶエレベーターとエスカレーターを付ける
- ・階段や通路に手すりを付ける
- ・視覚障害者用ブロックなどによる連続した誘導を可能にする
- ・車いす利用者なども通行しやすい改札口にする
- ・車いす利用者なども利用しやすい高さの窓口カウンターや記載台にする
- ・すべての人が安全に、車両に乗り降りができるホームにする
- ・すべての人が利用しやすい福祉型（多目的）トイレにする

2

駅前広場とその周辺

【西口広場】

- ・歩道の段差やこう配などを改善し、連続して平らにする
- ・歩行者の安全のために、歩道と車道を分ける
- ・駅まで誘導する視覚障害者用ブロックを付ける
- ・バス停に上屋、ベンチをつくる
- ・すべての人に分かりやすい案内板などを付ける

【東口広場】

- ・ユニバーサルデザインを取り入れた駅前広場をつくる

3

自由通路

- ・東口広場と西口広場を結ぶ自由通路をつくる
- ・自由通路にエレベーターとエスカレーターを付ける
- ・階段や通路に手すりを付ける
- ・視覚障害者用ブロックなどによる連続した誘導を可能にする

4

道路

- ・歩道の段差やこう配を改善し、連続して平らにする
- ・公共施設や福祉型（多目的）トイレの位置、バリアフリー化された経路を示す案内板などを付ける
- ・視覚障害者用ブロックを付けて連続した誘導を可能にする
- ・照明、ベンチなどの休憩施設をつくる
- ・違法駐車や違法駐輪に対する取り締まりの強化、違法駐車行為の防止についての広報や啓発活動をする
- ・商品や看板のはみ出しをやめる
- ・歩行者用道路、横断歩道などの交通規制を実施するための道路標識、道路標示を付ける
- ・主要交差点に音声付き信号機や高齢者等感知式信号機を付ける
- ・駅前の道路は、電線地中化により歩道空間を広げる

5

公園

- ・出入口の段差をなくす【一部実施済】
- ・車止め柵の間隔の改善【一部実施済】
- ・すべての人が利用しやすい福祉型（多目的）トイレをつくる
- ・休憩施設のテーブル高さの改善

6

開発事業区域

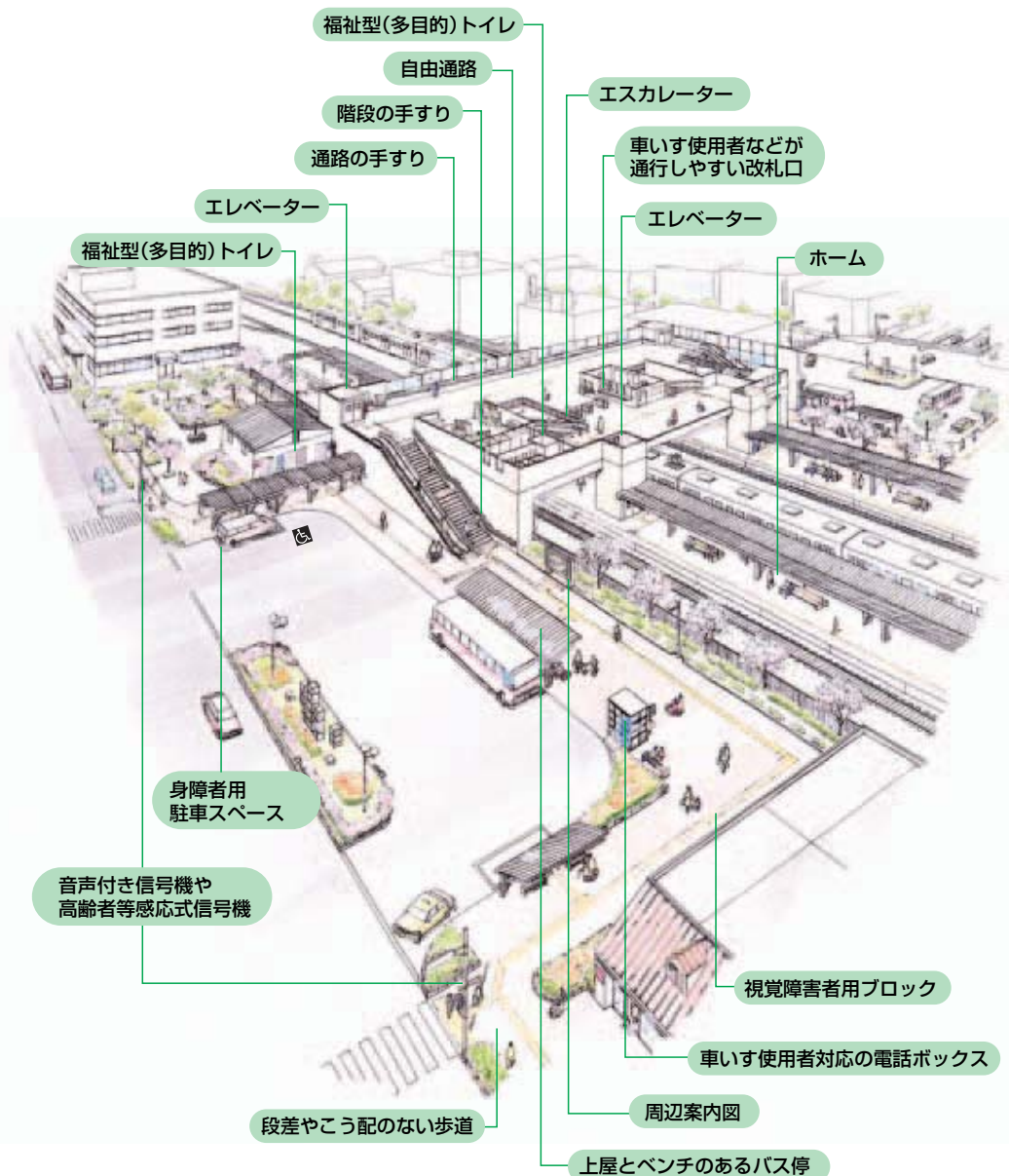
- ・ユニバーサルデザインを考え、歩いて快適な連続した道路をつくる
- ・視覚障害者用ブロックなどによる連続した誘導を可能にする
- ・二輪車駐車を つくる
- ・安全で快適に利用できるバス停留所をつくる
- ・自然環境を活かした、すべての人が気軽に利用できる公園をつくる
- ・安全で快適に暮らせる住まいづくり

7

公共的建築物や民間建築物

- ・全ての人が安心して利用できる施設への改善（民間建築物については改善をうながす）
 - 出入口などの段差や敷地内通路などのこう配の改善
 - 身障者用駐車スペースをつくる
 - 手すり、エレベーター、案内板、視覚障害者用ブロック、トイレ、授乳室などをつくる【公共的建築物で一部実施済】

ユニバーサルデザインに配慮した駅とその周辺の例



3-4. 整備計画の推進

重点整備地区の整備の実施にあたっては、市民をはじめ、公共交通事業者など、道路管理者、その他の一般交通用施設や公共用施設の管理者、そして公安委員会などと連携して効率的に整備を進める必要があります。

また、国や県の関連事業を活用することで、財政的負担を減らして、事業が早期に実現できるよう努める必要があります。

以下に、主な関連事業などについて整理します。

国の関連事業等

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(バリアフリー新法・平成18年12月20日施行 国土交通省、総務省、国家公安委員会)

※赤字がハートビル法・交通バリアフリー法からの拡充部分

○基本方針（主務大臣）：

- 1) 移動等の円滑化の意義及び目標
- 2) 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化（高齢者や障害者の移動と施設利用の利便・安全性向上）のために講ずべき措置に関する基本的事項
- 3) 市町村が作成する基本構想の指針 …など

【関係者の責務】

- ・関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展(スパイラルアップ※)【国】
- ・心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ・移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

※スパイラルアップ：継続的に改善すること

【基準適合義務等】

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務
既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- 旅客施設及び車両等 ■一定の道路（努力義務はすべての道路） ■一定の路外駐車場
- 都市公園の一定の公園施設（園路等） ■特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）

特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数の人が利用する建築物）の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務
（地方公共団体が条例により義務化可能）

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

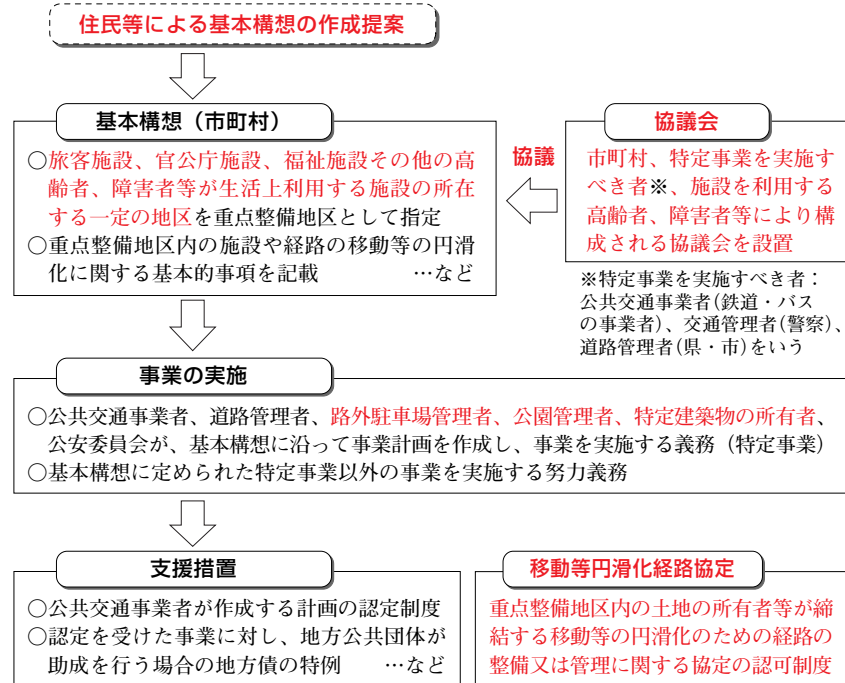
国の関連事業等

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(バリアフリー新法・平成18年12月20日施行)～前ページからの続き～

※赤字がハートビル法・交通バリアフリー法からの拡充部分

【重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進】



●交通結節点改善事業（国土交通省）

趣旨：多様な交通手段の連携強化による円滑で効率的な交通体系をつくるために、交通結節点での道路と他の交通施設との結節点を向上させる。

事業：鉄道駅や路面電車などの軌道駅、バスターミナルなどの交通結節点で、円滑な乗り継ぎ乗り換えを効率的にするため、道路敷地外を含めた連続的な空間の整備を実施する。このため以下にあげる事業を重点・総合的に実施する。

- 広場関係
 - ・駅前広場、バス交通広場（道路敷地外を含む。）の整備
 - ・交通結節点と密接に関連するアクセス道路の整備
- 歩行者・自転車関係
 - ・駅自由道路など歩行者道路・自転車道路（道路敷地外を含む。）
- 駐車場関係
 - ・パークアンドライドのための公共駐車場の整備

4-1. 重点整備地区以外での整備に向けた整理

ユニバーサルデザイン計画は、対象がとて広いので長期間、継続して取り組むべき課題です。まずは、市内の施設や道路などのユニバーサルデザインによるまちづくりを進める中核整備として、特に人口が集中していて、多くの人が利用する地区のうちＪＲ東福岡駅とＪＲ福岡駅周辺地区を重点整備地区として整備します。これにより、できるだけ多くの人にその効果を広めることができます。

この重点整備地区の整備については、一部は完了していて残された事業の達成に向けて継続して取り組んでいます。

また、平成１７年１月２４日に合併して福津市となったことで、まちの面積は広がり、対象となる施設・道路や人も増加しています。

そこで、重点整備地区以外についても「現況」と「課題」を整理します。これにより、今後、対象となる施設・道路の改修計画を作成する時などにはきちんと検討することができます。

重点整備地区以外の対象施設

◇主要な公共施設・道路や日常生活上主要な施設を選定

重点整備地区以外の地区の整備目標・方針

【公共・公益施設など】

○整備目標・方針

施設などの新設や増改築事業を行う時には、ユニバーサルデザインの考え方を忘れないために、行政評価における事務事業評価表の点検項目や入札の時の条件としてユニバーサルデザインの視点を加えることを目指します。これにより、事業を行う時には必ず計画段階から担当部局と連絡を取り、ユニバーサルデザインの視点に基づいて事業を進められます。また、特に、整備の必要性が高い場合には市の財政状況などを考えながら、優先的に事業が行えるように働きかけます。

【民間事業者施設】

○整備目標・方針

事業者向けに、ユニバーサルデザインについての啓発冊子などを配布して、理解をしてもらうことを目指します。特に、新設や増改築の際の、バリアフリー新法などに関連する税制の特例や低利融資などを紹介して、ユニバーサルデザインの必要性を広めていきます。

4-2. 主な施設などの現況と課題

重点整備地区以外の地区では、主に次のような施設での現況と課題を「公共施設点検会結果」、「市内主要施設点検調査結果」、「歩道点検実施結果」に基づいて整理します。そして、担当部局や民間事業者へ周知していきます。今後、大きな改修などを計画する時には、市のユニバーサルデザイン担当者が協力して、課題を無くしていくことを目指します。

【公共・公益施設】

建築物 (公共的建築物)	福津市役所(津屋崎庁舎) 勝浦小学校 上西郷小学校 津屋崎小学校 福間小学校 福間南小学校 津屋崎中学校 福間中学校 福間東中学校 文化会館(カメラアホール) 福津市立福間会館 福津市中央公民館 津屋崎公民館 宮司コミュニティセンター あんずの里ふれあいの館 福間体育センター 福津市福祉会館「潮湯の里夕陽館」など
道路	1級市道 2級市道など
公園	あんずの里運動公園 なますの郷(福津市総合運動公園) 福間漁港海浜公園 みずがめの郷(久末総合公園) など

【民間事業者施設】

建築物	物品販売店舗 銀行など
-----	-------------

現況と課題

重点整備地区以外の地区における現況と課題について、「公共施設点検会結果」、「市内主要施設点検調査結果」、「歩道点検実施結果」に基づいて、主なものを整理すると、次のようになります。

●施設名称	●項目	●現況と課題
福津市役所 (津屋崎庁舎)	駐車場	身障者用駐車スペースが分かりにくく、建物との間に屋根が無い。
	エレベーター 情報提供	エレベーターの位置が分かりづらく、ドアの開放時間が短い。 案内板などによる情報が不足している。
文化会館 (カメラアホール)	駐車場	身障者用駐車スペースが分かりにくく、建物との間に屋根が無い。
	トイレ	ベビーチェアなどの乳幼児を座らせる設備が無い。
勝浦小学校	出入口	校舎出入口は、手動の開きドアである。 校舎出入口の手前には、階段はあるがスロープが無い。 校舎と体育館の出入口は、ドアの部分と履き替え部分に段差がある。
	階段 トイレ	手すりはあるが、片側にしか無い。 校舎の外に1か所しか無い。 福祉型(多目的)トイレが無い。
	駐車場	身障者用駐車スペースが無い。
上西郷小学校	出入口	校舎と体育館の出入口は、手動の開きドアである。 校舎と体育館の出入口は、ドアの部分と履き替え部分に段差がある。
	階段 トイレ 駐車場	体育館出入口に階段はあるが、スロープが無い。 一部に手すりがあるが、連続していないところがある。 福祉型(多目的)トイレが無い。 身障者用駐車スペースが無い。
津屋崎小学校	出入口	校舎出入口は、手動の開き戸である。 体育館出入口は、手動の開きドアで履き替え部分に段差がある。
	階段 トイレ	手すりはあるが、片側にしか無い。 校舎には福祉型(多目的)トイレがある。

●施設名称	●項目	●現況と課題
福津市立福岡会館	出入口 トイレ その他	スロープのこう配がきつくて、手すりが無い。 ベビーチェアなどの乳幼児を座らせる設備が無い。 受付カウンターが高くて、下部スペースも十分ではない。
福津市中央公民館	階段 トイレ 駐車場 敷地内通路	注意喚起用ブロックが無い。 ベビーチェアなどの乳幼児を座らせる設備が無い。 身障者用駐車スペースと建物の間に屋根が無い。 駐車場と出入口をつなぐ敷地内通路には視覚障害者用ブロックが無い。 スロープのこう配がきつい。 スロープの手すりが連続していない。
津屋崎公民館	出入口 トイレ 敷地内通路	手動の開きドアで、段差があるところがある。 福祉型（多目的）トイレが無い。 ベビーチェア・ベッドなどの乳幼児のための設備が無い。 視覚障害者用ブロックが無い。
宮司コミュニティセンター	出入口 敷地内通路 情報提供	芝生広場に面したガラスドアには、目の高さの位置に衝突防止のための目印が無い。 駐車場と出入口をつなぐ敷地内通路には視覚障害者用ブロックが無い。 案内板などが小さくて目立たない。
あんすの里 ふれあいの館	出入口 廊下、通路 トイレ 駐車場	手動の開きドアで、段差があるところがある。 視覚障害者用ブロックが無く、段差があるところがある。 福祉型（多目的）トイレの出入口は手動の開き戸である。 身障者用駐車スペースが分かりにくく、建物との間に屋根が無い。
福岡体育センター	階段 トイレ 駐車場	手すりが無い。 ベビーチェア・ベッドなどの乳幼児のための設備が無い。 身障者用駐車スペースが無い。
福津市福祉会館 「潮湯の里夕陽館」	トイレ 駐車場 敷地内通路	ベビーチェアなどの乳幼児を座らせる設備が無い。 身障者用駐車スペースが分かりにくく、建物との間に屋根が無い。 スロープのこう配がきつい。
道路	歩道	歩道と車道の段差が大きいところがある。 歩道の幅が十分に確保されていないところがある。 歩道の切り下げで、平らになっていないところがある。

●施設名称	●項目	●現況と課題
あんずの里運動公園	トイレ 駐車場 野外テーブル等	福祉型(多目的)トイレが無い。 身障者用駐車スペースが無い。 野外テーブル、飲用水栓までの経路には芝生や段差があり車いすでは寄りつきにくい。
なますの郷 (福津市総合運動公園)	階段 トイレ 園路	手すりが無い。 福祉型(多目的)トイレはあるが、手前に段差がある。 身障者用駐車スペースから公園をつなぐ敷地内通路の真ん中に花壇が置いてあるため車いすが通りづらい。
福岡漁港海浜公園	トイレ 駐車場	福祉型(多目的)トイレがある。 身障者用駐車スペースが無い。
ほたるの里 (本木川自然公園)	階段 トイレ 園路	手すりはあるが、片側にしか無い。 石でつくられているので、けあげや踏面が一定ではない。 福祉型(多目的)トイレはあるが、手前に傾斜がある。 スロープ手前の排水溝に段差があり、ふたのすき間に車いすの車輪や杖の先などが落ち込む可能性がある。
みずがめの郷 (久末総合公園)	階段 トイレ	手すりはあるが、連続していないところがある。 福祉型(多目的)トイレがある。
物品販売店舗	トイレ 駐車場 敷地内通路	福祉型(多目的)トイレが無い。 身障者用駐車スペースが無い。 通路上に商品が置いてあるので、狭いところがある。
銀行など	駐車場 トイレ その他	身障者用駐車スペースが無いところがある。 福祉型(多目的)トイレが無いところがある。 受付カウンターが高く、下部スペースも十分ではないところがある。 記載台が高く、下部スペースも十分ではないところがある。

5 参考資料

- 5-1 用語解説・・・・・・・・・・ P70～72
- 5-2 福津市の現況
 - 地勢・・・・・・・・・・ P73
 - 人口・世帯数・・・・・・・・ P74
 - 高齢者・・・・・・・・・・ P75
 - 障害者・・・・・・・・・・ P76
 - 幼児、子ども・・・・・・・・ P77
- 5-3 計画づくりの経過
 - 計画づくりのための点検・調査・・ P78～79
 - 計画への提言・・・・・・・・ P80～81
 - 計画策定までの歩み・・・・・・・・ P82～83

5-1. 用語解説

(最初に出てくる) ページ	用語	解説
1	ユニバーサルデザイン	Universal Design、「UD」と略記することもある。バリアフリーの考え方の発展形。「はじめから、できるだけ多くの人々が利用可能であるようデザインすること」が考えの基本である。デザイン対象を障害者に限定していない点が一般に言われる「バリアフリー」とは異なる。
1	ロン・メイス	アメリカの建築家・工業デザイナー。ユニバーサルデザインの提唱者。ノースカロライナ州立大学にあるユニバーサルデザイン・センターを拠点に、ユニバーサルデザインを推進してきた。自身も障害を持っていて、車いすを利用していた。1998年6月29日に心臓麻痺で死去。
3	絵文字（ピクトグラム）	何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号(サイン)の一つ。背景と図形に明るさの違う2色を使い、表したいことを単純な図として表現する。主に鉄道駅や空港などの公共空間で使用され、文字による文章で表現する代わりに、視覚的な図で表現することで、言語に関係なく内容を直感的に伝える目的で使用されてきた。日本では1980年代以降、広く使われるようになった。
3	低床（ていしょう）バス	乗り降りをしやすくするために客室までの階段を低く、あるいは少なくしたバスを低床バス（ていしょうバス）と呼ぶが、さらに階段を少なくして車椅子でもそのまま乗れるようにしたバスを超低床バス（ちょうていしょうバス）という。
3	ノンステップバス	出入り口の段差を無くし乗り降りを簡単にしたバス。床面は35cm以下位の物を指す。中ドアに車いすスロープをつくることにより、車いすでの乗車が簡単になる（前ドアに車いすスロープを取り付けた例もあり）。
4	バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で1974年（昭和49年）に国連障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出した頃から、この言葉が使用されるようになる。もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消など、物理的障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障害の除去という意味でも用いられている。
5	まちづくり計画	総合計画に12の分野別計画などを合わせた総称。
5	福津市総合計画	福津市の総合的な将来像や方針を示すもので、行政計画の最上位に位置する。
5	行財政改革大綱	より合理的で効果的な行政経営のための改革の指針をまとめたもの。
5	環境基本計画	市の自然環境や生活環境など、環境全般に関する諸施策をまとめたもの。
5	地域防災計画	災害予防や災害発生時の被害を最小限に抑えるための諸施策をまとめたもの。
5	地域福祉計画	地域で支えあうための地域福祉に関する諸施策をまとめたもの。
5	男女共同参画プラン・ふくつ	「男女がともに歩むまちづくり」を推進するための諸施策をまとめたもの。
5	健康ふくつ21計画	少子高齢化社会に備え、健康寿命を延ばすための諸施策をまとめたもの。

(最初に出てくる) ページ	用語	解説
5	子ども読書活動推進計画	子どもたちの成長の一助として、読書活動を促すための諸施策をまとめたもの。
5	人権教育・啓発基本計画	さまざまな人権の問題についての教育や意識啓発のための諸施策をまとめたもの。
5	地域づくり計画	市内8地域ごとに地域で取り組むべき課題や諸施策をまとめたもの。
5	こどもの国基本構想（計画編・施設編）	子ども行政に関する指針で、主に施設整備に関することをまとめたもの。
5	まちづくり構想図 ・国土利用計画 ・都市計画マスタープラン ・住宅マスタープラン ・景観マスタープラン ・緑の基本計画	市の土地利用や開発の規制、住宅や景観、緑化などの都市計画に関する諸施策をまとめたもの。
5	団体ヒアリング調査	高齢者や障害者、乳幼児の保護者などを対象に普段、施設などを利用する時に不便を感じていることなどを聴くためのヒアリング調査。
5	市内主要施設点検調査	市内の公共的な施設を中心に、「福岡県福祉のまちづくり条例」の基準に照らしながら行う点検調査。
5	公共施設点検会	普段、施設を利用することが多い市民に協力をいただいて、主要な施設の入口やトイレといった部分ごとに点検をしてもらいながら、率直な意見を収集するための施設点検会。
5	歩道点検	「福岡県福祉のまちづくり条例」の基準に照らしながら行う点検調査。
5	子ども会議提言	市内の各小学校から集まった6年生を中心とした子どもたちが、自分たちで小さなまち（ミニふくつ）を運営するためにテーマ（環境・防犯・男女共同参画・ユニバーサルデザイン・食事どころ・遊び場・情報）ごとの学習や研究発表を通じて感じたことをもとに、福津市が目指す将来像などを市長など4役に対して発表したもの。
5	高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律【バリアフリー新法】	学校や百貨店、ホテルなどの不特定多数の人が出入りする公共的な建築物について、高齢者や身体障害者（車いすへの配慮、点字ブロックを付ける）などの社会的弱者への対応を建築物の保有者に義務付けるハートビル法（平成6年制定、平成16年改正）と公共交通機関の駅や乗り物、道路などをバリアフリーにするための交通バリアフリー法（平成12年制定）を統合・拡充した法律（平成18年12月20日施行）。 【追加・拡大した主な事項】 ①全ての障害者（身体・知的・精神・発達障害者）が対象 ②ハートビル法の建築主等や交通バリアフリー法の公共交通事業者等に加え道路管理者・路外駐車場管理者・公園管理者等を規定 ③市町村は、移動等の円滑化が必要な一定の地区を重点整備地区として重点事業を推進する基本構想を作成することができるが、交通バリアフリー法では、大きな鉄道駅など「特定旅客施設」（主に1日当りの利用者が5千人以上）の周辺地区に限定されていた。今回の新法では、1日当りの利用者が5千人以下やそもそも旅客施設が存在しない地区でも基本構想が策定できる。
5	福岡県福祉のまちづくり条例	高齢者や障害者などが他の人々と同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方を基に、社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを取り除く「バリアフリー」の考え方を基本理念として、整備すべき施設やその整備基準を定めている条例（平成10年制定）。

(最初に出てくる) ページ	用語	解説
6	パブリックコメント (意見の公募)	計画などを策定する過程で、広く市民に素案資料を公表して、意見を提出してもらい出された意見を反映するか否かを計画などを策定している組織で検討する手続きのこと。なお、原則として意見提出者に直接の回答は行わず、計画策定後に広報紙や市の公式ホームページ上で公開（氏名などの個人情報を除く）する。
8	市民	福津市に居住、勤務、通学する人のほか、市内での事業や活動に関わる個人のこと。
9	事業者	福津市内外で、事業活動を行う個人や法人のこと。
11	共働	情報や課題を共有し、共に汗して行動することです。福津市ではそれぞれが「対等な立場で一緒に」という意味を込めて、「共働」という表記に統一している。
12	福岡駅東地区土地区画整理	JR福岡駅と国道3号の間の107.5haを土地区画整理事業により宅地化して駅を中心とする街路網を整備し、駅東側からの乗り入れを可能にして、新たな人口流入や店舗などの事業所の立地により、地域の活性化を行う事業（施行者は独立行政法人都市再生機構、事業期間は平成15年～平成24年度）。
12	音声付き信号機	視覚障害者に青信号であることを知らせるためのスピーカーが付いた交通信号機。音声には鳥の鳴き声やメロディなどいくつかの方式があり県警の判断で採用する。
12	高齢者等感應式信号機	白色の押しボタン箱（交通弱者用押ボタン箱）のボタンを押すことで、青信号の時間が延長される交通信号機。
12	まちづくり講座（出前編）	市民の要望に応じて、市職員が講師となって出向き、市が行っている取り組み・事業・施策などの話しを通じて行政に関する知識や理解を深めてもらい生涯学習のまちづくりを進めるもの。
13	公園リフレッシュ	市が管理している公園のうち、古くて実態に合わなくなったものから順番に、再整備を行う事業。
16	ワークショップ	まちづくりなどの目的のために、様々な立場の人たちが経験交流や共同作業をとおして地域などの課題を発見し、創造的な解決策や計画案を作り出していくこと。
16	公共エリア環境づくり事業 (アダプトプログラム)	地元住民や企業のボランティア組織が、道路や公園などの公共の場所を定期的・継続的に清掃活動などの維持管理活動を行うこと。
17	視覚障害者用ブロック	P28を参照。
17	触知図	点字案内板のこと。
17	点字	視覚障害者のための文字。たて3点、よこ2点の6個の、凸点の組み合わせで表現する。
21	こう配	地形や人工的な構造物、建造物の傾き。
42	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）第25条に基づく基本構想	平成13年3月に策定された「福岡市ユニバーサルデザイン計画」の中でJR福岡駅とJR東福岡駅周辺地区の2か所を重点整備地区に設定し、整備目標と整備方針を掲げて、整備計画としていた。これが、全国初の交通バリアフリー法（現在：バリアフリー新法）に基づく基本構想として国土交通省に受理されていた。進捗状況としては、JR東福岡駅周辺地区については、大半の事業が終了、一方、JR福岡駅周辺地区の事業は、現在でも取組みの半ばであり、この基本構想については実績とあわせて福津市ユニバーサルデザイン計画にも盛り込むこととした。

5-2. 福津市の現況

地勢

福津市は、福岡県の北部で福岡市と北九州市の近隣に位置し、総面積は、52.71 平方キロメートルです。北東側は宗像市、南東側は宮若市、南側は古賀市に隣接しており、西側は玄界灘に面しています。

また、東部を山、西部を海に囲まれ、特に海岸一帯と宮地嶽神社周辺の山林は、昭和31年に玄海国定公園に指定され、風光明媚な自然景観を形成しています。

一方、交通網は、東西にJR 鹿児島本線、国道3号が延び、国道495号が走っています。さらに、近くには九州自動車道若宮インター、古賀インターもあり、広域的な交通利便性にも富んでいます。

このため、福津市は宮地嶽神社や津屋崎・福岡海岸などを中心とした観光レクリエーションの場として、また、福岡・北九州両政令市への通勤・通学の利便性を背景とした住宅地域として、さらには、新鮮な食料品の生産供給地域としての広域的な役割をもっています。

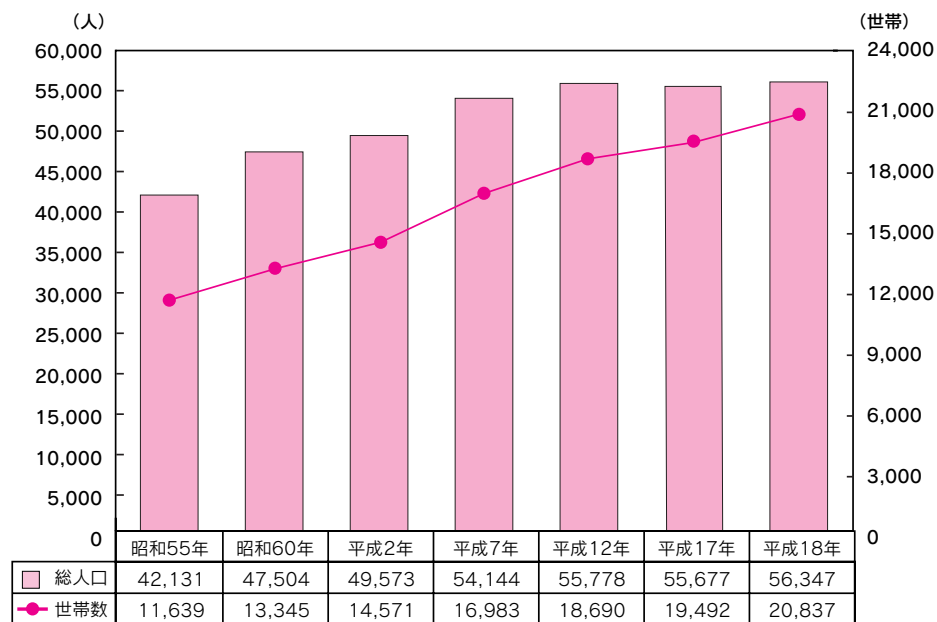


人口・世帯数

平成18年4月1日現在の福津市の人口は56,347人で、昭和55年の人口42,131人に比べ、26年間で1.34倍の伸びを示しています。

世帯数は、平成18年が20,837人で、昭和55年の11,639人に比べ1.79倍の伸びを示しています。

●人口・世帯数

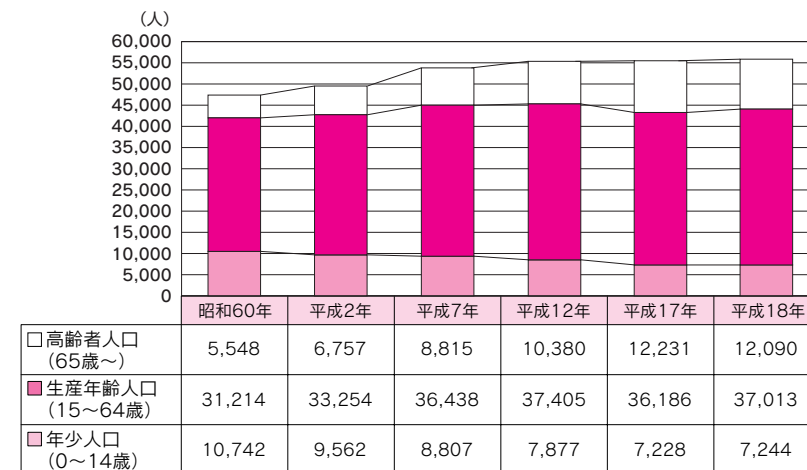


資料:国勢調査、平成18年は住民基本台帳(4月1日現在)
※平成12年以前は旧福岡町と旧津屋崎町の合算数値

高齢者

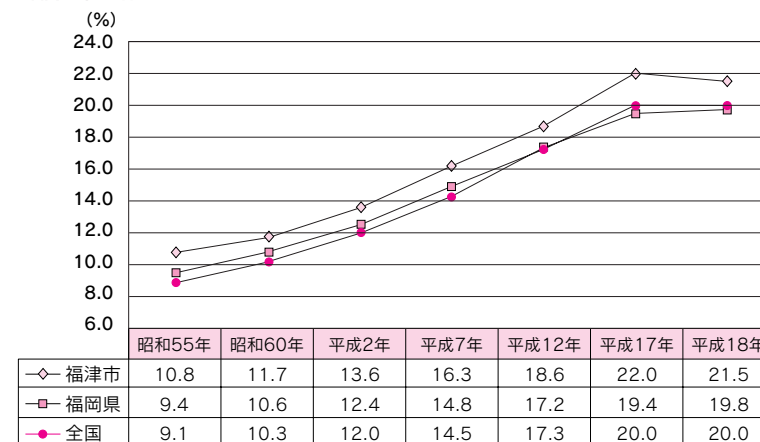
高齢者数、高齢化率ともに増加傾向であり、平成18年では高齢者は12,090人、高齢化率は21.5%となっていて、国や県の比率を上回っています。

●高齢者数の推移



資料:国勢調査、平成18年は住民基本台帳(4月1日現在)
※平成12年以前は旧福岡町と旧津屋崎町の合算数値

●高齢化率の推移



資料:国勢調査、平成18年は住民基本台帳(4月1日現在)
※平成12年以前は旧福岡町と旧津屋崎町の合算数値
※全国の平成17・18年度は平成17年10月現在高齢者白書数値

障害者

身体障害者手帳の所持者数は2,000人余りで推移していて、市民約27人に1人（平成18年4月1日時点）が何らかの障害者となっています。

身体障害者手帳所持者を障害別でみると、肢体不自由者が1,061人と全体の50.1%を占めています（平成18年4月1日時点）。等級別にみると1～2級の身体障害者が964人で全体の45.5%を占めています。

●身体障害者手帳による障害別人数

（平成18年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	53	58	16	11	18	18	174
聴覚・平衡機能障害	21	46	22	34	6	95	224
音声・言語機能障害	6	11	12	8	0	0	37
肢体不自由	218	249	165	228	142	59	1,061
内部障害	296	6	159	160	0	0	621
合計	594	370	374	441	166	172	2,117

（単位：人）

資料：福祉課
※障害の度合い：1級（重い）⇔6級（軽い）

●身体障害者手帳所持者の推移

（各年4月1日現在）

平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
2,057	2,176	2,008	2,117

（単位：人）

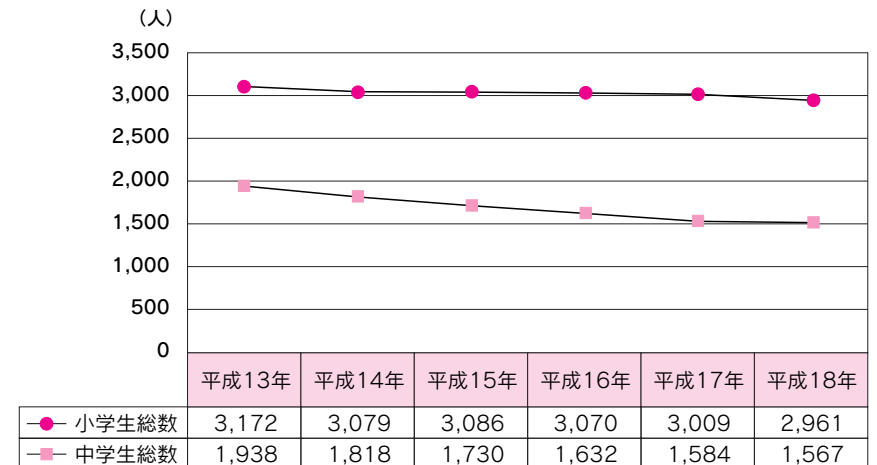
資料：福祉課、福岡県宗像保健福祉環境事務所
※平成16年以前は旧福岡町と旧津屋崎町の合算数値

幼児、子ども

小学生総数、中学生総数ともに平成13年以降減少傾向となっており、平成18年では小学生総数2,961人、中学生総数1,567人となっています。

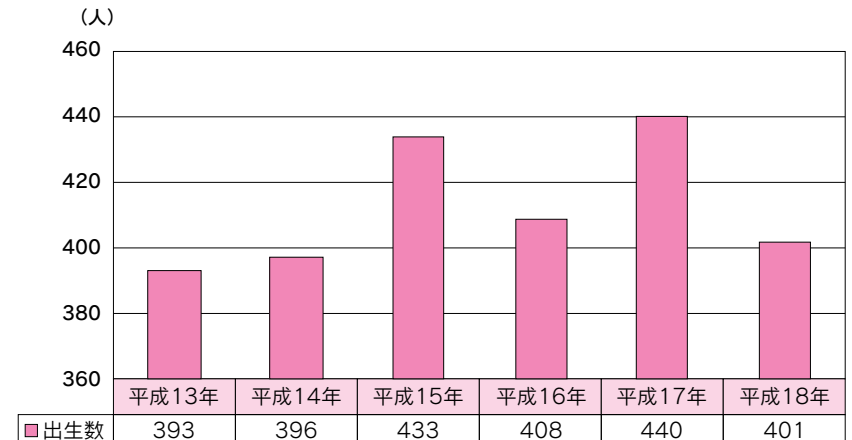
出生数は、390～430人前後で推移しています。

●小・中学生数の推移



資料：学校基本調査
※平成16年以前は旧福岡町と旧津屋崎町の合算数値

●出生数の推移



資料：市民課（各年1月1日～12末日まで）
※平成16年以前は旧福岡町と旧津屋崎町の合算数値

5-3. 計画づくりの経過

計画づくりのための点検・調査

【団体（グループ）ヒアリング調査】

障害者や乳幼児（乳幼児の保護者）などを対象に、普段よく利用する施設などの利用時に不便に感じていることについてヒアリング調査を実施しました。

調査日	調査協力団体
平成18年6月22日	子育て支援センター「なかよし」おもちゃサークル（ふくとびあ）
〃 6月28日	子育て支援センター「なかよし」なかよしタイム（宮司コミュニティセンター）
〃 6月28日	身体障害者相談員（ふくとびあ）※本人も障害者

●主な意見

団体（グループ）	分類	意見
子育て支援センター「なかよし」おもちゃサークル（ふくとびあ）	道路・マナー	又ぜー通り商店街の歩道について、車が乗り上げて駐車してあったり、電柱が立っているところがあって、車道を通らざるを得ないことがある
〃	公園	大きな公園（なますの郷やみずがめの郷など）の遊具は充実しているのに、木陰など日除けができる場所が無い（大人も子供もつらい）
子育て支援センター「なかよし」なかよしタイム（宮司コミュニティセンター）	道路	宮司から星ヶ丘団地に向かう途中で側溝にふたが無かったり、ガードレールもない場所があって危険
〃	市有施設	子供の利用が多い施設のトイレには、補助便座が欲しい
身体障害者相談員	道路・マナー	個人の店舗が歩道にはみ出して商品を陳列している
〃	駐車場・マナー	・公共施設や物品販売店舗の身障者用駐車スペースに健常者が平然と止めているため利用できない（注意しても聞かない） ・公共施設での会議・集会の際には身障者用駐車スペースに止めないように周知を徹底してもらいたい

■ヒアリング調査の様子



なかよしタイム（宮司コミュニティセンター）



身体障害者相談員（ふくとびあ）

【公共施設点検会】

普段、施設を利用することが多い市民（3地区市民会議メンバー）に協力をいただいて、主要な施設の入口やトイレといった部分ごとに点検をしてもらいながら、率直な意見を収集するための施設点検会を実施しました。

点検日	平成18年5月27日
調査実施施設	あんずの里ふれあいの館、宮司コミュニティセンター、福津市役所津屋崎庁舎、文化会館（カメラホール）
調査協力団体	津屋崎・宮司・勝浦地区市民会議

●主な意見

施設	分類	意見
あんずの里ふれあいの館	トイレ	身障者トイレ前にイスがあり、車イスが入りにくい
宮司コミュニティセンター	駐車場・敷地内通路	駐車場から通路に点字ブロックが無い、あった方が良さと思う
福津市役所津屋崎庁舎	駐車場	身障者用駐車スペースがわかりにくい（標示がほしい）
文化会館（カメラホール）	トイレ	初めてでは分かりづらい、男女が離れている（標示の考慮を要する）

【市内主要施設点検調査】

市内の公共的な施設を中心に、「福岡県福祉のまちづくり条例」の基準に照らしながら点検調査を実施しました。

点検日	平成18年 6月8～9日、6月20～23日、6月27～29日、7月3～4日、9月22日
調査実施施設	建築物 59箇所 交通施設 4箇所 公園 8箇所

■点検調査の様子



計画への提言

【まちづくり子ども会議（ミニふくつ） 提言】

総合計画やユニバーサルデザイン計画等に子ども達の意見を取り入れるため、夏休み期間中に市内の各小学校から6年生を中心とした子どもたちがまちづくりリーダーとして集まりました。4つの班（市役所班、食事班、遊び班、情報班）に分かれ事前に4日間で学習会やルールづくり、内容の準備を行いました。当日は小さなまち「ミニふくつ」を市施設内（ふくとびあ）につくり、実際にまちを運営する体験イベントを行いました。

イベントの翌日に開催された「まちづくり子ども会議」において、26人の子どもたちは学習会やミニふくつを通じて感じたことをもとに福津市が目指す将来像などをまとめた後、市長など4役に対して提言して話し合いました。ここでは、市役所班のユニバーサルデザイングループの子どもたちからの発表内容（一部抜粋）を紹介します。

◆ミニふくつ市役所班『ユニバーサルデザイングループ』で学んだこと

「ユニバーサルデザイン(UD)」って何？

★最初から、みんなのことを考えたすべての人が使いやすい「もの・場所」、「思いやり」や「やさしさ」の心

「ユニバーサルデザイン(UD)」はなぜ必要？

★これからは特に、高齢社会に備える
→元々、世の中には健康な人だけでなく、障害を持った人や体の弱いお年よりがいる。

誰でも簡単にできる心の「ユニバーサルデザイン(UD)」

★やる気さえあれば、誰でもできるので広めることが大事
→点字ブロックの上に自転車などは止めない！
→困っている人に声をかけてあげる！…など

身近な「ユニバーサルデザイン(UD)」（ふくとびあ）

★身近にあるユニバーサルデザインの役割を理解することが、様々な人のことを考えることにつながる
→玄関マットは点字ブロックを避けて引いてある！…など



ミニふくつ市役所（ユニバーサルデザインブース）



◆まちづくり子ども会議『ユニバーサルデザイングループ』からの提言

私たちのまちの将来

★まちの将来像

■いろんな人の意見が聞ける、やさしい「まち」になってほしい

■みんなが他の人を思いやる、「まち」にしたい

★そのために必要なこと

●学校は何かをつくりかえる時は子どもに意見を聞いてほしい

●心のユニバーサルデザインをPRする冊子をつくって、いろんな所で配る

●ホームページにユニバーサルデザインのことをのせる

●えんぴつなどにユニバーサルデザインのことを書いて配る



子ども会議（全体風景）



子ども会議（発表風景）

計画策定までの歩み

年月日	①団体ヒアリング調査 ②市内主要施設点検調査 ③公共施設点検会	まちづくり子ども会議 (ミニふくつ)	意見公募・庁議等報告
平成17年 11月26日	③勝浦地区市民会議でユニバーサルデザインについての説明会と点検会参加のお願い（住民約20名、職員3名）		
平成18年 1月11日	③津屋崎地区市民会議でユニバーサルデザインについての説明会と点検会参加のお願い（住民約30名、職員3名）		
1月23日	③宮司地区市民会議でユニバーサルデザインについての説明会と点検会参加のお願い（住民約30名、職員3名）		
5月27日	③公共施設点検会（主要施設4か所）を実施（住民6名、職員3名）		
6月12日	③点検結果を参加者へ送付		
6月22日	①ふくとびあにおいて子育て支援センター「なかよし」おもちゃサークルに対してヒアリング調査		
6月28日	①宮司コミュニティセンターにおいて子育て支援センター「なかよし」なかよしタイムに対してヒアリング調査 ①ふくとびあにおいて「身体障害者相談員」等に対してヒアリング調査		
6月19～ 23日	②市内主要施設（公共・民間施設）点検（職員2名）		
6月27～ 29日	②市内主要施設（公共・民間施設）点検（職員2名）		
6月28日	②市内小・中学校校長会でユニバーサルデザイン計画の趣旨と各学校で点検を実施することを説明（校長10名、職員3名）		
7月3～ 4日	②市内主要施設（小・中学校）点検実施（職員2名）		
7月27日		「ミニふくつ」の子どもリーダーとユニバーサルデザインについての学習会（小学生6人、職員2名）	

年月日	①団体ヒアリング調査 ②市内主要施設点検調査 ③公共施設点検会	まちづくり子ども会議 (ミニふくつ)	意見公募・庁議等報告
8月3日		「ミニふくつ」での発表・展示について話し合い（小学生3人、職員2人）	
8月10日		「ミニふくつ」の展示物作成（小学生3人、職員2人）	
8月19日		「ミニふくつ」の展示物作成と展示、当日のリハーサル（小学生3人、職員2人）	
8月20日		「ミニふくつ」本番でユニバーサルデザインについて学習したことを展示発表するなど、小さなまちの市役所を運営（小学生2人、職員2名）	
8月21日		ミニふくつの経験を整理し、「まちづくり子ども会議」で市長など4役へ福津市の将来像を提言して話し合う（小学生3人、職員2名）	
9月22日	②市内主要施設（歩道）点検実施（職員2名）		
9月27日			政策調整会議（市幹部会議）へ「計画（素案）」を報告
10月13日 ～ 11月13日			「計画（素案）」について意見や提案を募集（パブリックコメント） ※意見・提案の受付結果：0件
平成19年 3月5日			政策調整会議（市幹部会議）へ「計画（最終案）」を報告
3月19日			庁議（市最高幹部会議）へ「計画（最終案）」を報告
予定（4月）			市議会（全員協議会）で「計画（完成分）」を報告予定

福津市ユニバーサルデザイン計画策定に関わった方々

(氏のみ、敬称略 50音順)

【団体ヒアリング調査】

- 子育て支援センター「なかよし」おもちゃサークルに参加された方々
(平成18年6月22日ふくとびあ)
- 子育て支援センター「なかよし」なかよしタイムに参加された方々
(平成18年6月28日宮司コミュニティセンター)
- 身体障害者相談員4名(角光、秦、松井、山本)
身体障害者協会員2名(池浦、伊東)
(平成18年6月28日ふくとびあ)

【市内主要施設点検調査】

- 各公共・民間施設で調査時に説明や協力をしてくださった方々

【公共施設点検会】

- 津屋崎地区市民会議から点検会に参加された3名
(立石、宗岡、吉永)
- 宮司地区市民会議から点検会に参加された2名
(岩崎、末永)
- 勝浦地区市民会議から点検会に参加された2名
(小樋、小樋)
- 上記の市民会議での点検会趣旨説明会に参加いただいた方々

【まちづくり子ども会議・ミニふくつ】

- 市役所班(ユニバーサルデザイングループ)の子どもリーダー3名
福間小学校6年生(井上)
福間南小学校6年生(今山)
津屋崎小学校6年生(小田部)
- 市役所班の他の子どもリーダーやミニふくつの各班の子どもリーダー、ミニふくつイベント当日に参加された市民の方々

“やさしさにめざめ、やさしさにあふれるまち。福津。”の実現に向けて



平成19年度から、この計画と同時に福津市総合計画がスタートします。

市には、総合計画を中核として、ユニバーサルデザイン計画をはじめいくつもの分野別計画があります。これまでは、それらの策定期間が不揃いであったので整合性が取りづらい面がありました。今回は合併を機に新たなまちづくりをめざすために総合計画と各分野別計画を同時期に策定することで、整合性の高い計画づくりが実現できました。

今回の総合計画における、福津市の将来像「人を、明日を、誇るまち。福津。」では、『人がつなぐまち～助けあい、支えあい、ともに歩みだすこと。』の実現をめざしていきます。これは、一人ひとりへの思いやりを大切にし、安心して暮らすことができるやさしさのある郷土を、次代につなぐまちをめざしていくことです。

こうした将来像を、実現していく有効な考え方として、ユニバーサルデザインがあり、これをあらゆる場面で繰り広げていく必要があります。いわゆる障壁を取り除くバリアフリーのまちづくりだけではなく、さらに発展させ最初からすべての人が快適に生活できるように、まち全体で工夫し、改善を重ねていこうとするユニバーサルデザインの考え方はこれからのまちづくりに欠かせません。とりわけ、一人ひとりの心がけで、いつでもどこでもやさしさを実行することができる「心のユニバーサルデザイン」のまちづくりを大切にしたいと考えています。高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人、車イスを使用している人など多様な特性や条件、状況を理解し、すべての人にやさしいまちづくりが各所で実を結んでいる、そうしたまちづくりが推進できればと思っています。

今後、この計画の基本理念である『やさしさにめざめ、やさしさにあふれるまち。福津。』をすべての人に実感いただくよう、市民のみなさんとともに、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していきたいと思っています。

みなさんの更なるご支援とご協力を切にお願いします。

平成19年3月
福津市長 池浦順文

福津市まちづくり計画

福津市ユニバーサルデザイン計画

編集・発行／平成19年3月 福岡県 福津市

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号

TEL 0940-42-1111（代表）FAX 0940-43-3168

URL <http://www.city.fukutsu.lg.jp/>

E-mail info@city.fukutsu.lg.jp